

# 横須賀市基本計画

(2011～2021)

## 骨子案

2009年(平成21年)2月

横須賀市



## はじめに

現在の横須賀を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、財政状況の悪化など市の存続そのものに関わる大きな問題や、経済、交通、環境など様々な課題を同時に抱えるという、これまでにない大変厳しい状況になっています。

しかし、このまま将来を悲観していても何も変わりません。私たちには、これまで横須賀を築いてきた先人たちの遺産を 100 年後、1000 年後まで伝えて行く義務があります。

そのために、この厳しい時代だからこそ、あえて高い理想を掲げ、行政と市民がそれぞれ自らの責任を果たし、横須賀の自信と誇りを取り戻さなければなりません。

新たな基本計画では、横須賀に対するこの思いを共有し、元気な横須賀をめざします。

## 計画期間

新たな基本計画の計画期間は 2011 年(平成 23 年)から 2021 年(平成 33 年)の 11 年間とします。

# 目 次

第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題 .....	1
1 社会経済環境の変化 .....	1
2 横須賀の基礎的な課題.....	4
第2章 計画の条件 .....	17
1 人口.....	17
2 産業.....	21
3 土地利用 .....	22
第3章 重点プログラム .....	25
1 重点プログラムの前提条件 .....	25
2 重点プログラムの位置付け .....	26
3 重点プログラムの概要.....	26
第4章 まちづくり政策 .....	32
1 いきいきとした交流が広がるまち.....	32
2 海と緑を生かした活気あふれるまち .....	33
3 個性豊かな人と文化が育つまち.....	35
4 健康でやさしい心のふれあうまち.....	36
5 安全で快適に暮らせるまち .....	37
第5章 まちづくりの推進姿勢.....	39
1 市民協働によるまちづくりの推進.....	39
2 効率的な都市経営の推進.....	40
3 地方分権と広域連携の推進 .....	41

# 第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題

## 1 社会経済環境の変化

### (1) 少子高齢化と人口減少社会の急速な進展

人口動態統計（厚生労働省）によれば、わが国の合計特殊出生率は、1997年（平成9年）以降1.4を下回る水準で推移し2007年（平成19年）には1.34にまで低下しています。また、国勢調査（総務省）によれば、全国の高齢化率は1995年（平成7年）に14.5%に達し、直近の2005年（平成17年）には20%を超えています。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2023年（平成35年）に30%を超えると見込まれています。一方、総人口に目を向けると、今後ますます人口減少が続き、2046年（平成58年）には1億人を下回ると見込まれています。

このような少子高齢化と人口減少のさらなる進展に伴い、社会保障経費の増大や介護の担い手不足の問題のほか、労働力人口の減少などが懸念されており、地方自治体には、行財政運営の効率性、有効性の一層の向上や、地域の人的資源の活用など、これらの課題を前提とした社会経済システムの構築が求められています。

### (2) 分権改革の進展

国と地方の関係を対等にすることをめざした第一次地方分権改革は、今日、「地方分権改革推進法」に基づく第二期地方分権改革へと引き継がれました。また、国、都道府県、市町村のあり方を見直す「道州制」の議論も本格化し、分権改革は新たなステージへと足を踏み入れています。こうした改革の進展により、地方自治体の裁量の範囲が拡大する一方、責任も増すため、「自己決定・自己責任」の原則がさらに強く求められるようになっていきます。また「三位一体改革」による地方交付税の削減、国庫補助負担金の地方税への移行は、現状では地方の財政状況を厳しいものとしており、限られた資源を効果的かつ効果的に配分する行政経営の視点がより重要となっています。

このような動向により、これまで以上に財政力や行政サービスの自治体間格差が生じると予測されることから、地方自治体には、厳しい競争を生き抜くために、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めていくことが求められています。

### (3) 新しい公共への対応

社会への参加意識の高まりや価値観の多様化などにより、住民が自発的に地域の問題解決に取り組もうとする意識が高まっています。このような意識の変化を背景に、個人や任意のボランティア組織、NPO、企業などの各種団体が、行政と積極的にかかわりながら、これまで行政が担ってきた領域や、地域における新たな公共的・公益的な活動を担っていく「新しい公共」の枠組みが注目されています。こうした活動は、多様化する市民ニーズに対するきめ細やかな対応が図れることや、希薄化が進む地域コミュニティの再生にも大きく寄与することが期待され、今後さらに広がりを見せるものと予想されてい

ます。

このような動向に対し、地域においては、役割分担や協働・連携のあり方を明確にし、行政と多様な主体が一体となり、「新しい公共」の手法を効果的に活用するための制度や推進に向けた支援体制などの枠組みを構築することが求められています。

#### ( 4 ) 安全・安心への要請

犯罪白書によると、全国の一般刑法犯の認知件数は 1998 年（平成 10 年）頃から急増し 2002 年（平成 14 年）に過去最高の 285 万件を記録して以降は減少傾向にあるものの、詐欺・傷害・暴行など比較的生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は依然として高い水準にあり、市民の防犯意識も高い状況にあります。また、防災面については、近年頻発している大規模地震や風水害により、市民の防災意識も高まっています。

このような防犯・防災に対する意識の高まりに伴い、地域においては、安全・安心に係る行政の施策展開に対する市民ニーズが確実に大きくなっています。これらの事案について行政が対策を講じることは当然ですが、あらゆるリスクに行政だけで対応することは困難です。このため、今後は、地域住民などとの連携をさらに推進するとともに、自主的な防犯・防災活動を支援するなど、行政と地域社会が一体となった「自助」「共助」「公助」の枠組みの構築が求められています。

#### ( 5 ) 高度情報化社会の進展

「e-Japan 戦略」の推進により、わが国は、光ファイバーケーブルなどの高速情報通信網や電子商取引の環境整備などの面で世界最高水準に到達しました。この流れは、その後の「IT 新改革戦略」へと受け継がれており、あらゆる分野において、IT のもつポテンシャルを、一人ひとりが主体的かつ創造的に活用するという点が重視されています。また、地域や世代間における情報活用の格差を是正し、「いつでも、どこでも、誰でも」ネットワークを活用できる「ユビキタスネットワーク」の構築や、これを活用する人材の育成に向けた情報教育が推進されています。

このような動向に対し、地方自治体には、包括的な電子行政サービスの提供など行政の情報化を進めることが求められています。さらに、市民一人ひとりの IT の利活用を促進するとともに、セキュリティ対策や IT 弱者への対応を進めることが求められています。

#### ( 6 ) グローバル社会の進展

高速交通機関の整備の進展、情報通信技術の高度化などにより、人、物、金、情報が短時間で国境を越えて世界中を移動するグローバル化が急速に進み、経済や、市民生活などの分野に大きな変化をもたらしています。経済の分野では、世界規模での企業の再編が繰り広げられ、企業間の競争もより激しさを増しており、それらに対応できる経営基盤の確立や付加価値の高い技術の開発が求められています。市民生活の分野では、海外渡航者の増加やインターネットの普及などにより海外の文化や情報に触れる機会が格段に増えています。

このような動向に対し、今後の地方自治体には、世界で通用する技術レベルの高い産業の育成・誘致の推進や、英会話能力の向上に重点を置いた教育の充実など国際社会で活躍できる人材育成が求められ

ています。また、地域の情報をウェブサイトを活用して積極的に発信し外国人来訪者の増加を図るなど、海外との交流を深めることが重要です。

### (7) 環境問題の深刻化

生活水準の向上をもたらした大量生産・大量消費型の社会経済システムは、大気汚染、水質汚濁など地域レベルでの環境に加え、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源・エネルギーの枯渇など、地球レベルでの環境にも深刻な影響を与えてきました。また、都市化の影響により緑地が失われつつあるなど、直接的な自然環境破壊も問題化しています。

このような動向に対し、地域においては、自然環境の保全と廃棄物の排出抑制への取組みを強化するとともに、新エネルギーの積極的導入を図るなど、環境負荷の少ない生活スタイル・経済活動により、「循環型社会」を構築することが重要です。そのために、行政、市民、事業者全てが環境や自然の保全に対する理解を深めるとともに、日常生活や経済活動を見直し、環境問題の解決に向けた取組みの推進が求められています。

### (8) 成熟型社会の進展

経済が高成長から低成長へと移行し、社会が成熟段階を迎えた今日のわが国は、自由時間の増加や少子化による家族構成の多様化などを背景として、個性が尊重され、人々の価値観も多様化しています。一方、女性の社会進出や団塊世代の大量退職など就労構造が大きく変わるとともに、新たな労働力となるべき若年層においては、フリーターやニートなどの増加が社会問題化し、また所得格差の拡大も懸念されています。

このような動向に対し、地域においては、個々の価値観を尊重し、多様な個性を育みながら、誰もが社会の一員として「生きがい」を持って暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。また、このように個人の価値観を尊重する一方で、一人ひとりが社会に対し責任を果たしていくことも求められています。さらに、まちに対する人々の価値観も多様化する中で、生まれ育ったまちに「誇り」を感じることができるような個性的で豊かなまちの魅力を創出していくことが求められています。

### (9) 次世代の人材づくりへの期待

近年、より複雑化する社会情勢の中で、不登校、中途退学、非行の低年齢化・凶悪化、ひきこもりなどが社会問題化しています。また、子どもたちの基礎学力や学習意欲、目的達成意欲、就業意欲の低下など新たな問題も生じています。そこで、国では、教育の理念などを定めた教育基本法を改正し、内閣に設置した教育再生懇談会において 21 世紀の日本にふさわしい教育のあり方を構築するための議論を進めるなど、教育制度の抜本的な改革に取り組んでいます。

こうした動向に対し、地域においては、活力ある地域社会を持続的に発展させていくため、急激な社会情勢の変化にも柔軟に対応でき、自らの力で時代を切り開くことができる力強い人材を、社会総がかりで育成・支援していく体制の構築が求められています。

## 2 横須賀の基礎的な課題

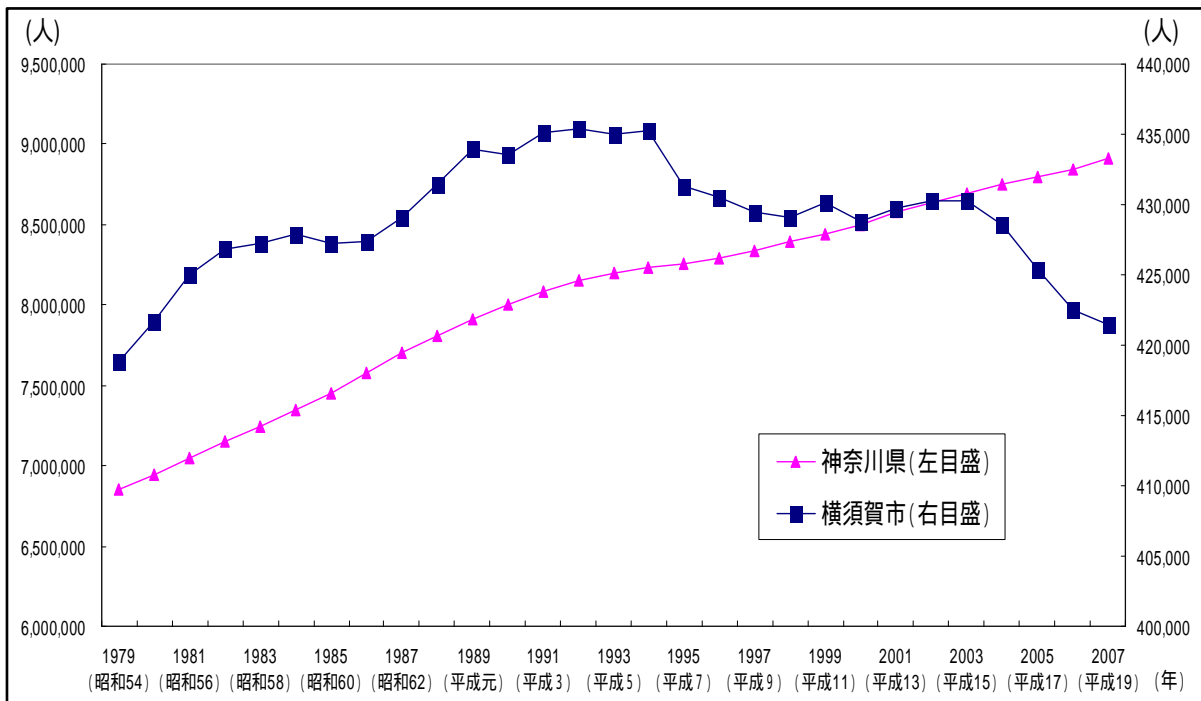
### (1) 人口

横須賀の人口は1992年(平成4年)をピークに減少傾向にあります。加えて、少子高齢化が急速に進展しており、総人口に占める年少人口割合の低下傾向が続く一方、老年人口の割合については県を上回るペースで上昇し続けています。また、生産年齢人口については、県より早い時期から減少傾向を示しています。

高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、歳出の増大、歳入の減少を招き、本市の財政を悪化させる要因となります。また、少子化の進展は、子どもの社会性の低下や将来の労働力人口の減少など、横須賀の都市としての活力を低下させる要因になると考えられます。

今後、若年層の転出抑制策の推進、子育て・教育環境の充実、雇用の場の拡充などにより、人口の構造を改善しつつ、その減少を抑制していくことが求められています。また、高齢化の進展に伴い増大する福祉サービスを支えるために財政状況を改善するとともに、高齢者の活力を地域の発展に積極的に活用していくことが求められています。

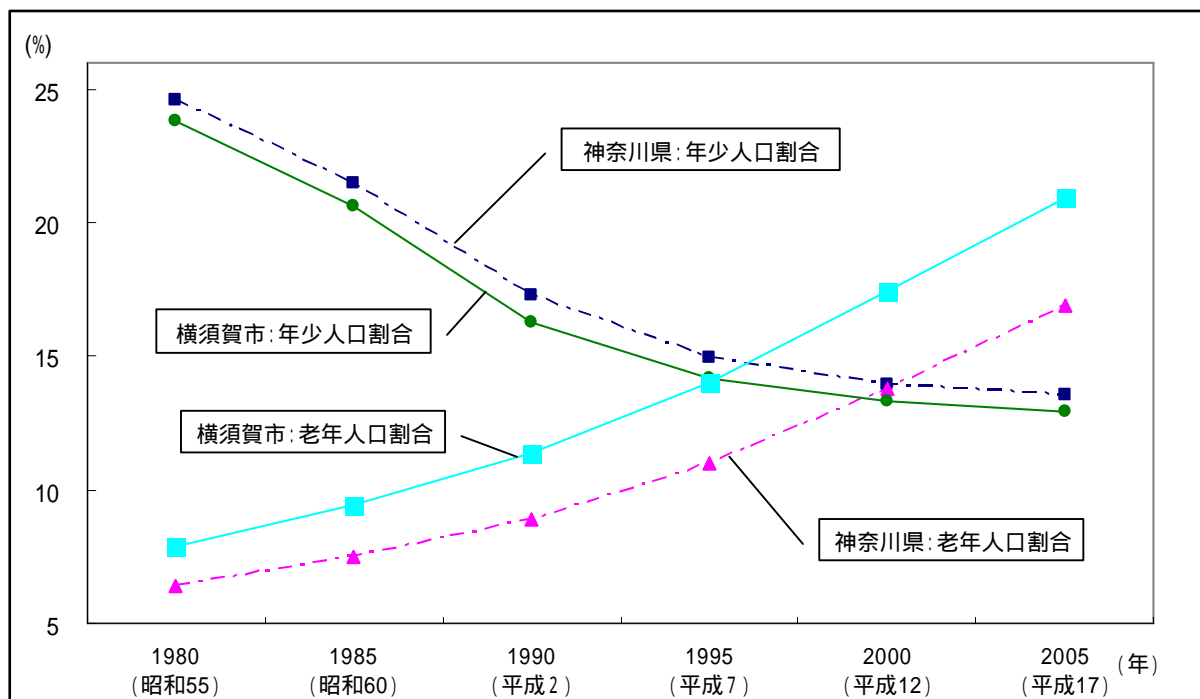
図 神奈川県、横須賀市の人口の長期的推移



資料：神奈川県人口統計調査結果、横須賀市統計書



図 神奈川県、横須賀市の年少人口割合と老年人口割合の推移



資料：国勢調査

表 全国、神奈川県、横須賀市の近年の年齢三区分別人口の推移（人）

	全国			神奈川県			横須賀市		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980年 (昭和55年)	27,507,078	78,834,599	10,647,356	1,703,063	4,772,542	443,048	100,145	287,668	33,113
1985年 (昭和60年)	26,033,218	82,506,016	12,468,343	1,595,127	5,277,568	555,885	88,173	298,465	40,419
1990年 (平成2年)	22,486,239	85,903,976	14,894,595	1,375,769	5,874,445	704,596	70,473	313,545	49,146
1995年 (平成7年)	20,013,730	87,164,721	18,260,822	1,231,943	6,098,448	908,467	61,165	310,247	60,725
2000年 (平成12年)	18,472,499	86,219,631	22,005,152	1,184,231	6,121,470	1,169,528	56,940	296,241	74,760
2005年 (平成17年)	17,521,234	84,092,414	25,672,005	1,184,631	6,088,141	1,480,262	55,085	281,732	89,292

注) 年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上

資料：国勢調査

## ( 2 ) 地域経済

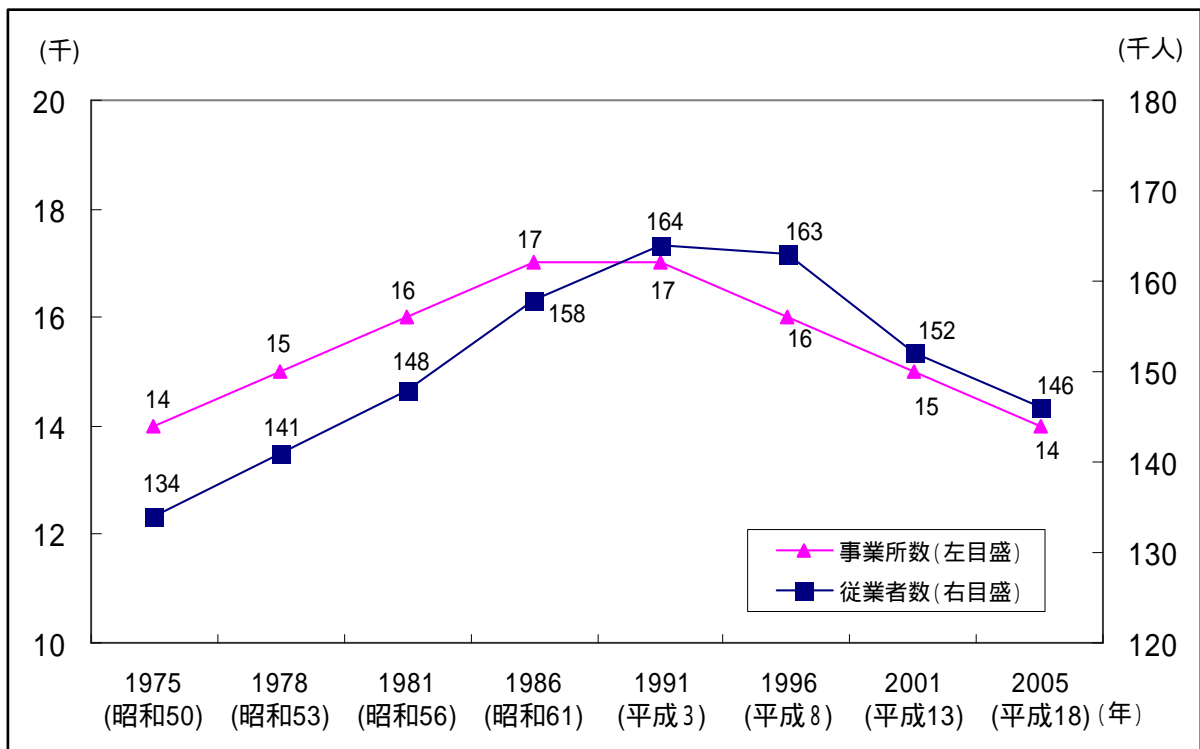
横須賀の事業所数、従業者数はともに1991年(平成3年)をピークとして、近年減少傾向にあります。

横須賀の産業は、戦後の旧軍用財産の転用による企業誘致の結果、輸送用機械器具(自動車、造船)などの大規模製造業の成長により発展してきましたが、近年は製造業の従業者数が減少し、医療、福祉などの従業者数が増加傾向にあります。

今後は、既存産業の高付加価値化・活性化を促進して競争力と活力を維持・増進するとともに、医療・福祉分野や情報・通信分野など時代に的確に対応した産業の育成を図り、地域の雇用創出へと結びつけていくことが求められています。

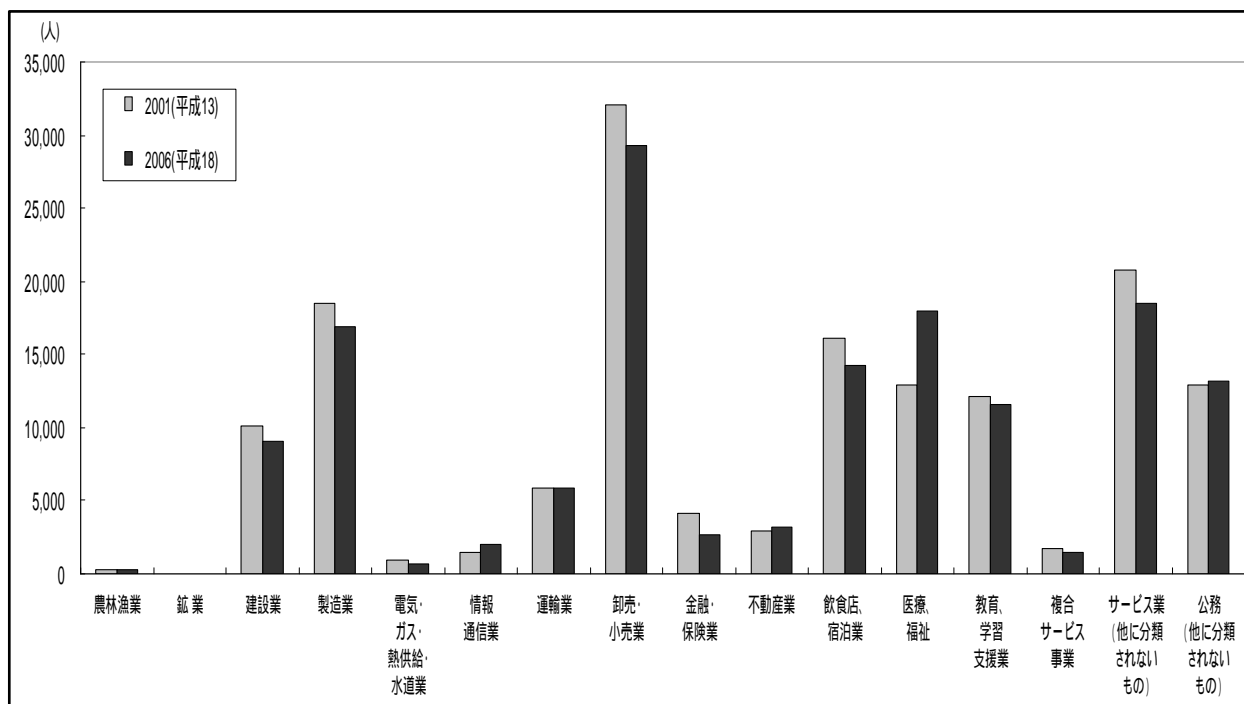
また、地元で育まれた農水産物など地場産品の素晴らしさを市民一人ひとりが認識し、それらを市内消費に結びつける「地産地消」という視点により、地元産業の活性化を促進していくことも求められています。

図 市内事業所数、従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査

図 近年の市内産業別従業者数の変化



資料：事業所・企業統計調査

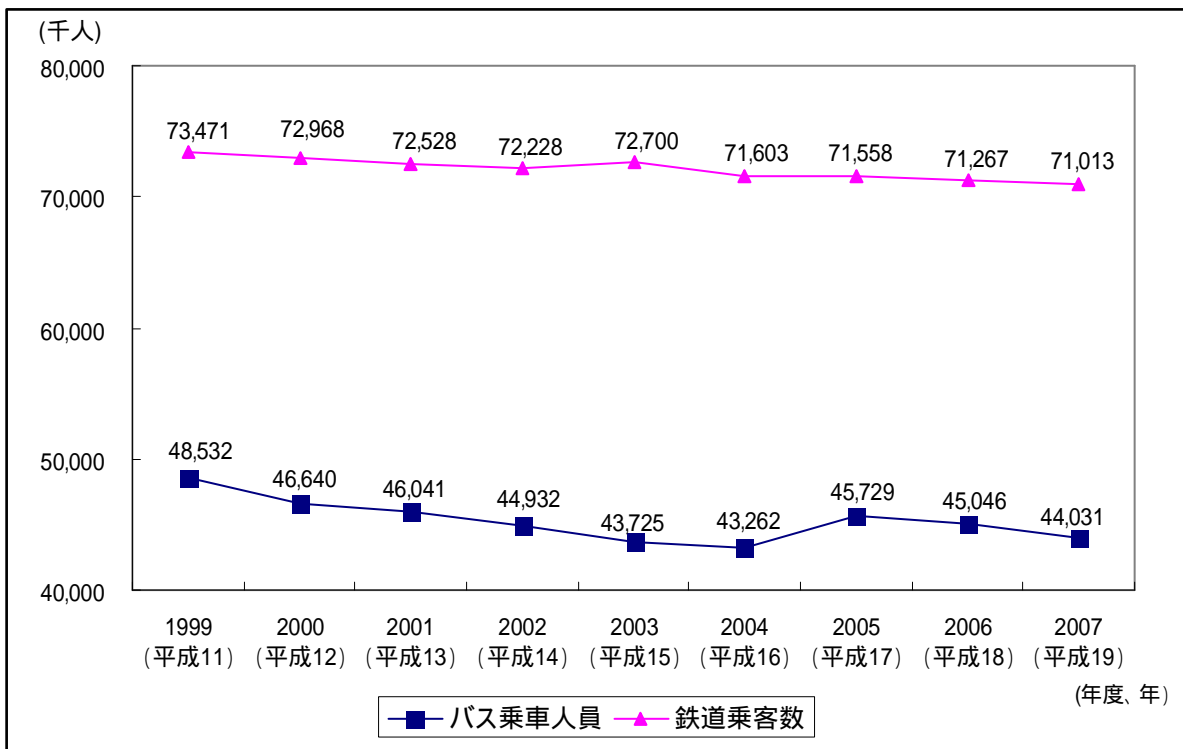
### (3) 交通

横須賀の公共交通網は、鉄道が横浜、東京と横須賀を結ぶ広域交通機関としての役割を担っているほか、鉄道駅を中心としたバスルートが整備されています。鉄道、バスともに長期的に乗客数が減少傾向にあり、鉄道は2003年(平成15年)、バスは2005年(平成17年)にそれぞれ一旦増加に転じたものの、その後再び減少傾向に転じています。

また、横須賀の道路網は、広域的な交通の主軸として、横浜横須賀道路が整備されているほか、東京湾沿岸部を南北に結ぶ国道16号、西側・東側地域における幹線道路としての役割を担っている国道134号などの道路網が整備されています。休日や夏季を中心とする観光シーズンには、こうした幹線道路で渋滞が生じており、市民生活や産業活動に影響を及ぼしています。

今後は、広域連絡機能を強化し、幹線道路の混雑緩和を図るとともに、鉄道の利便性向上やバスネットワークの維持・強化など公共交通網の充実を図ることにより、東京・横浜方面へのアクセスなど広域的な交通利便性の向上が求められています。また、進展する高齢化社会や環境への配慮などを踏まえ、自家用車に頼らなくても誰もが移動しやすい公共交通網を整備するといった視点や、歩行者や自転車が安全に利用でき、公共交通が快適に利用できるような道路網・道路空間を構築するといった視点を考慮した域内交通網の充実を図っていくことも求められています。

図 鉄道乗客数、バス乗車人員の推移



注1) 鉄道は各年度の市内全駅合計

注2) バスは各年の市内全営業所および近郊の営業所合計

資料：横須賀市統計書

#### (4) 安全・安心

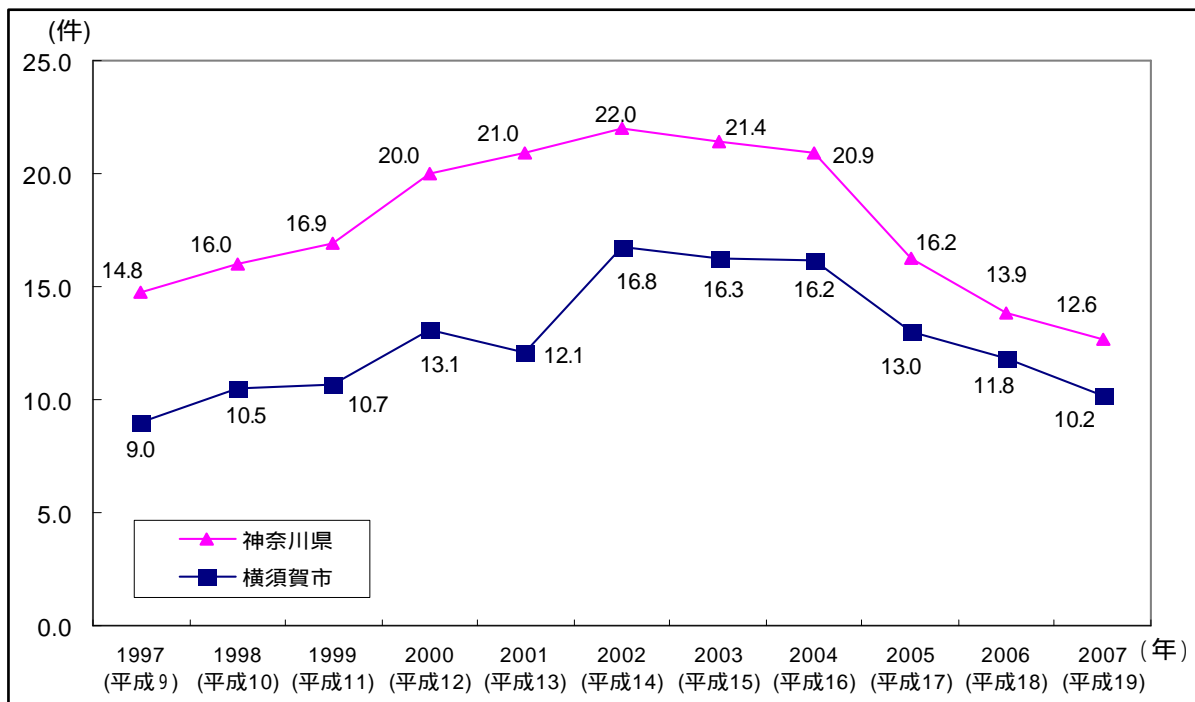
横須賀は、急峻ながけ地が多いことや活断層が複数存在していることなどから、風水害や地震災害による、がけ崩れ、家屋倒壊、ライフラインの損壊など様々な被害が懸念されています。

一方、犯罪については、横須賀の人口千人当たりの刑法犯罪認知件数が2002年(平成14年)をピークに減少傾向にあり、その値は常に県全体を下回っています。また、火災の発生件数については、2004年(平成16年)に266件と大幅に増加したものの、その後大幅に減少し、2005年(平成17年)以降は概ね150件前後で推移しています。

しかし、市民意識に目を向けると、平成20年度に実施した市民アンケート調査において「市民生活の安全・安心の向上」が優先度の高い政策の上位に挙げられており、市民は防災や治安の向上を強く望んでいることが分かります。

今後も、更に安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、自助・共助・公助の枠組みを取り入れながら、災害の防止と発災時の被害抑制に向けて、都市基盤や防災体制を整備、強化するとともに、犯罪の一層の抑制を図っていくことが求められています。

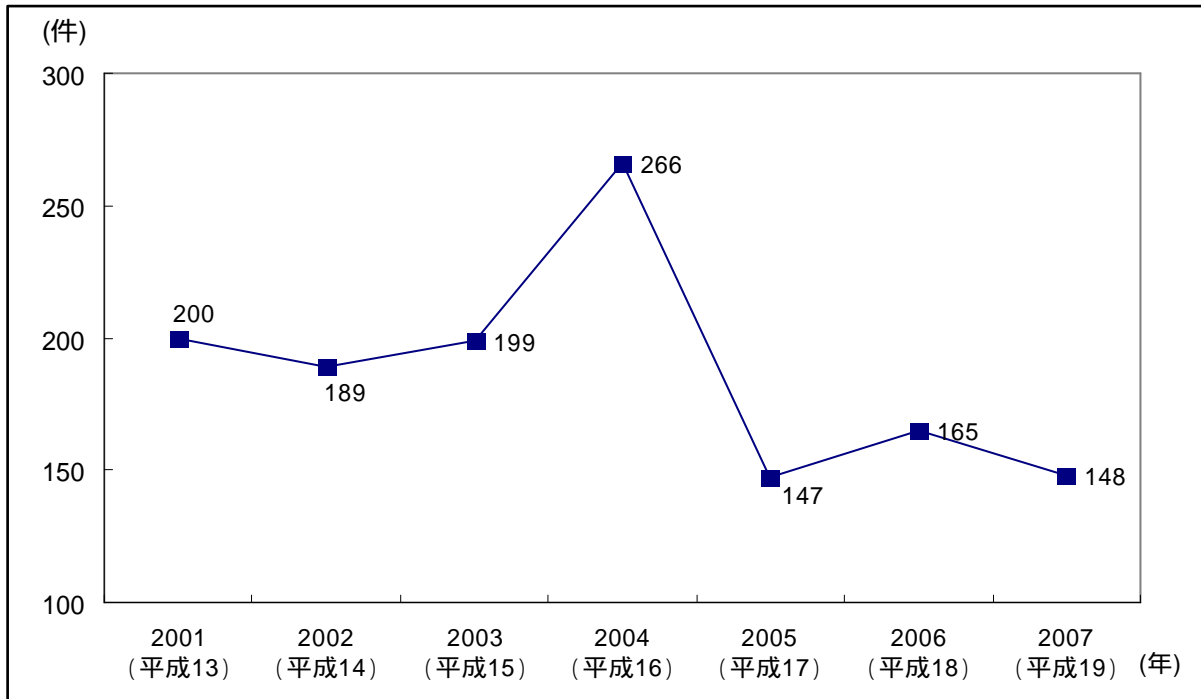
図 人口千人当たりの刑法犯罪認知件数の推移



注) 認知件数とは、犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。

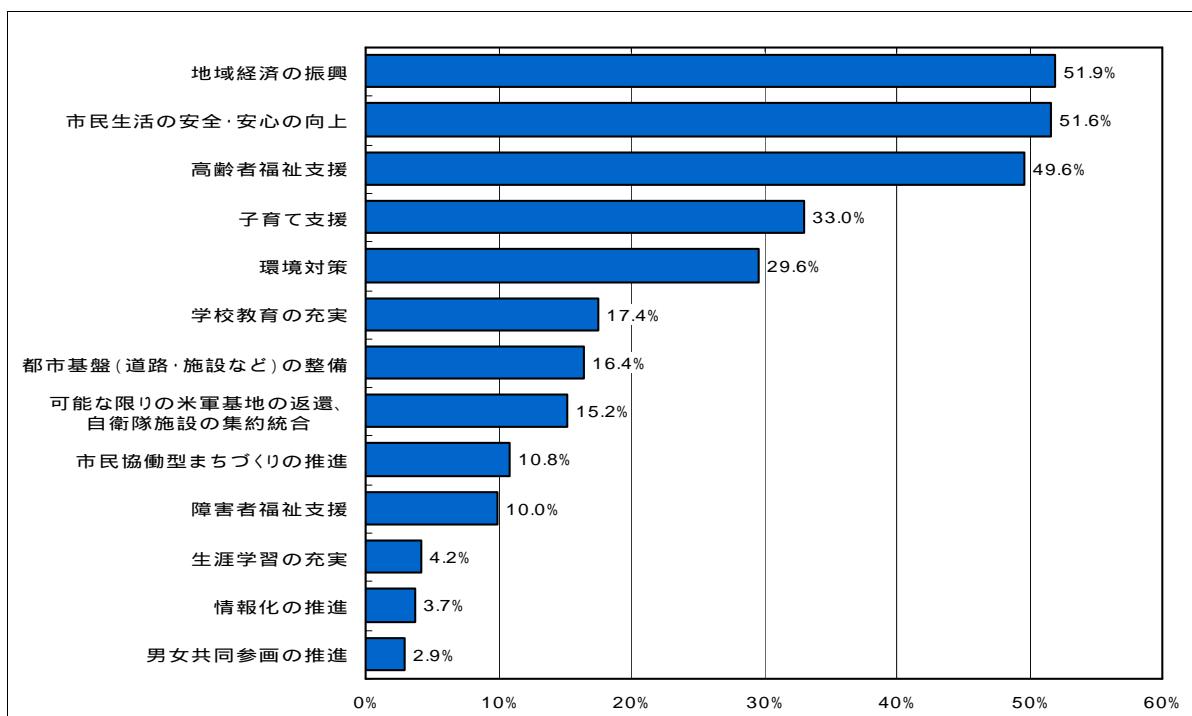
資料：横須賀市企画調整部資料

図 火災発生件数の推移



資料：横須賀市消防局資料

図 政策の優先度



注1) 回答数は2,115人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書(H20)

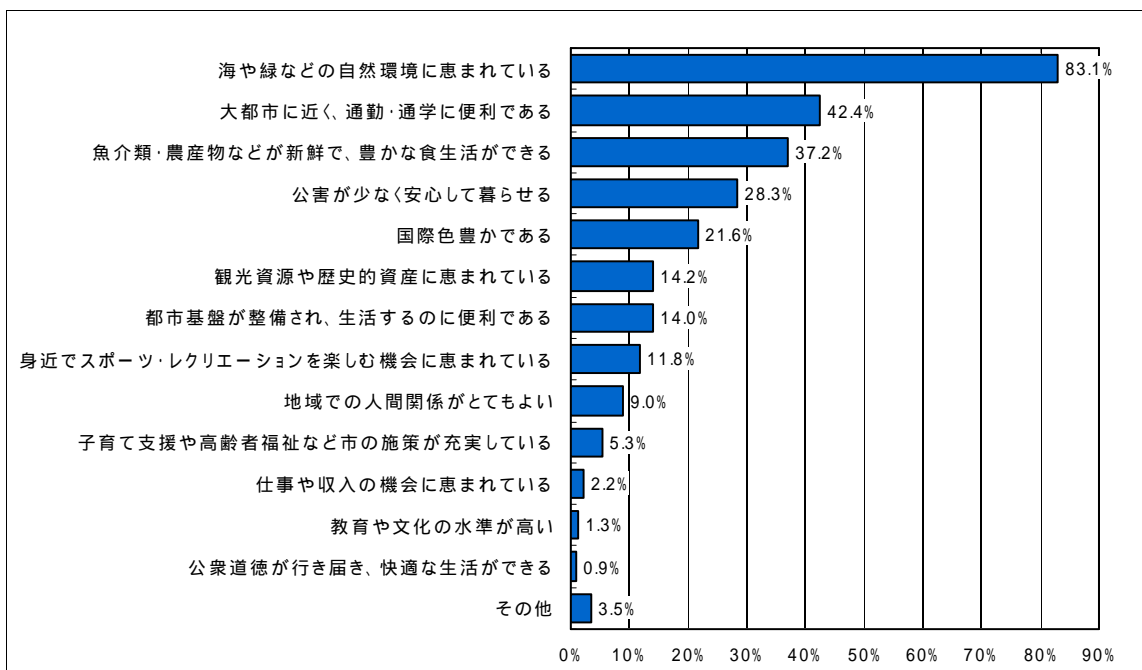
## (5) 環境

横須賀は、首都圏にありながら海岸線の水辺空間や大楠山、衣笠山、武山など市域中央部の丘陵地の豊かな緑など恵まれた自然を有しています。こうした特長は市民にも横須賀の魅力として評価されており、市民の83.1%が、横須賀の魅力的な点として「海や緑などの自然環境に恵まれている」ことを挙げています。さらに、定住意向を有する市民の56.3%が、住み続けたい意向が変わる要因として「自然環境が今よりも豊かでなくなる」ことを挙げています。

また、市民が考える力点を置いてほしい環境政策は、自然環境を保全することに次いで、公害対策を進めること、リサイクルを進めること、温室効果ガス排出削減に取り組むことが多くあり、自然環境のみならず、環境への負荷についても高い関心を持っています。

今後も、横須賀の大きな魅力である多様で豊かな自然環境の保全・再生に取り組み、自然と調和した潤いのある都市環境の整備・充実を進めるとともに、ごみの減量・リサイクルや地球温暖化対策など、環境に対する負荷を低減させることが求められています。

図 横須賀の魅力的なところ

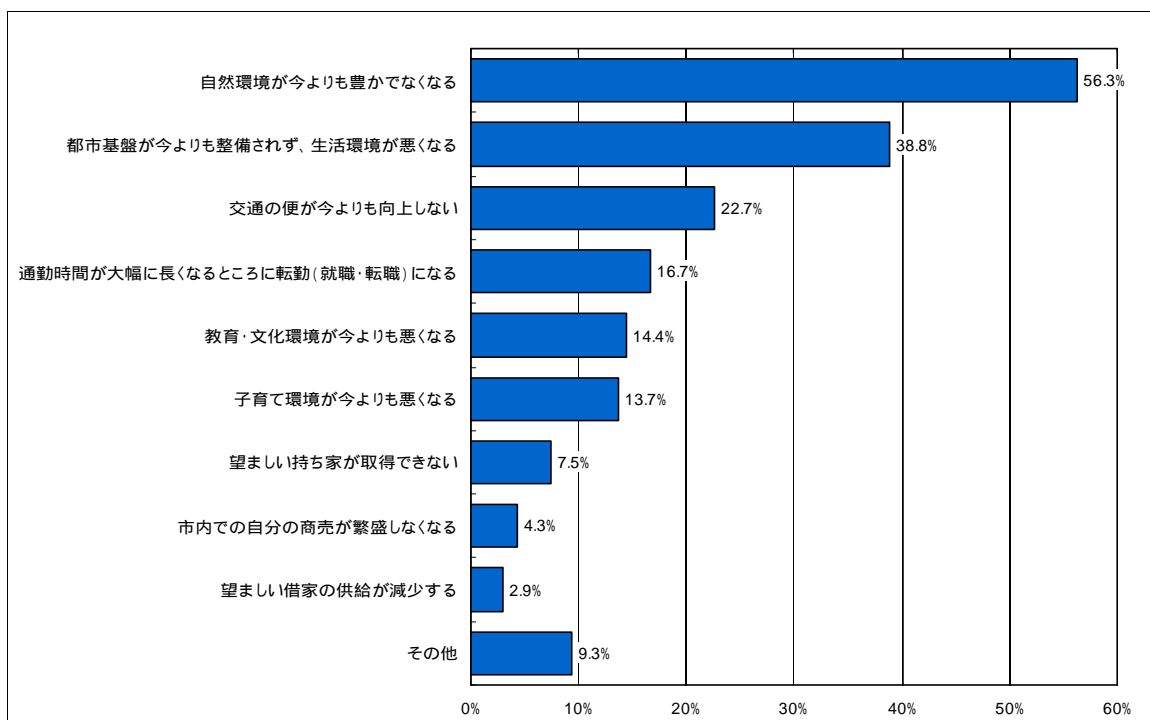


注1) 回答数は2,150人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

図 住み続けたい意向を変化させる要因

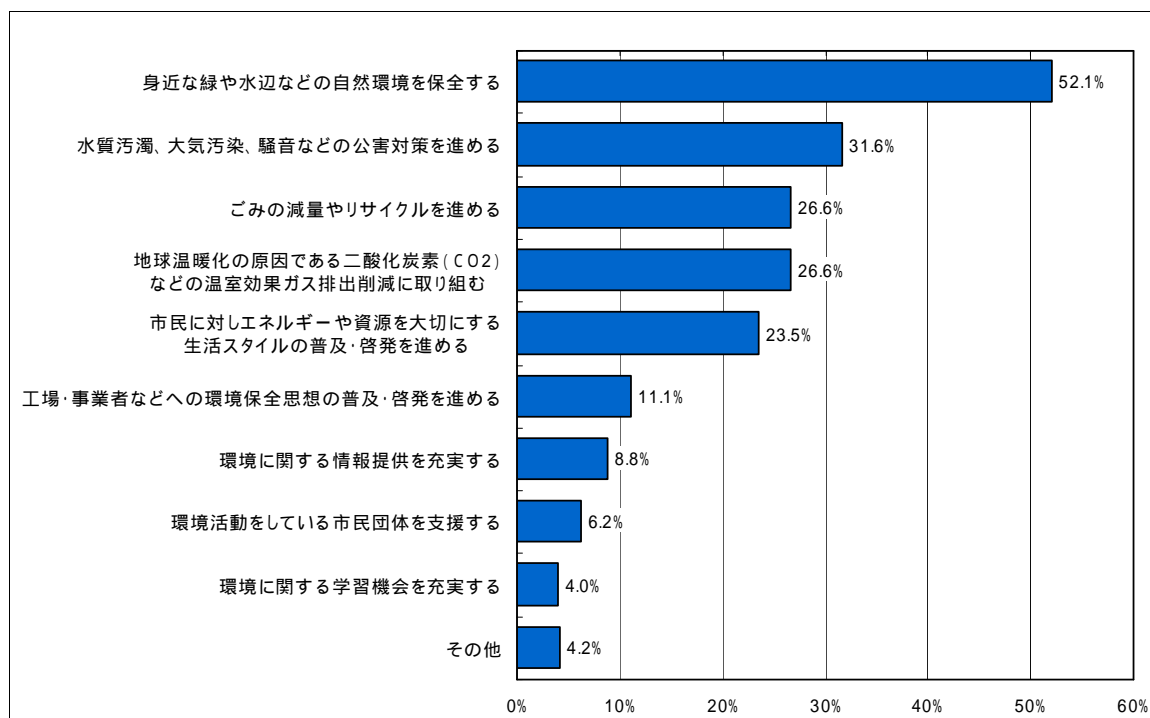


注1) 回答数は1,704人

注2) 複数回答

出所: 基本計画策定のための市民アンケート報告書(H20)

図 環境政策に関する今後の力点



注1) 回答数は2,120人

注2) 複数回答

出所: 基本計画策定のための市民アンケート報告書(H20)



## ( 6 ) 財政

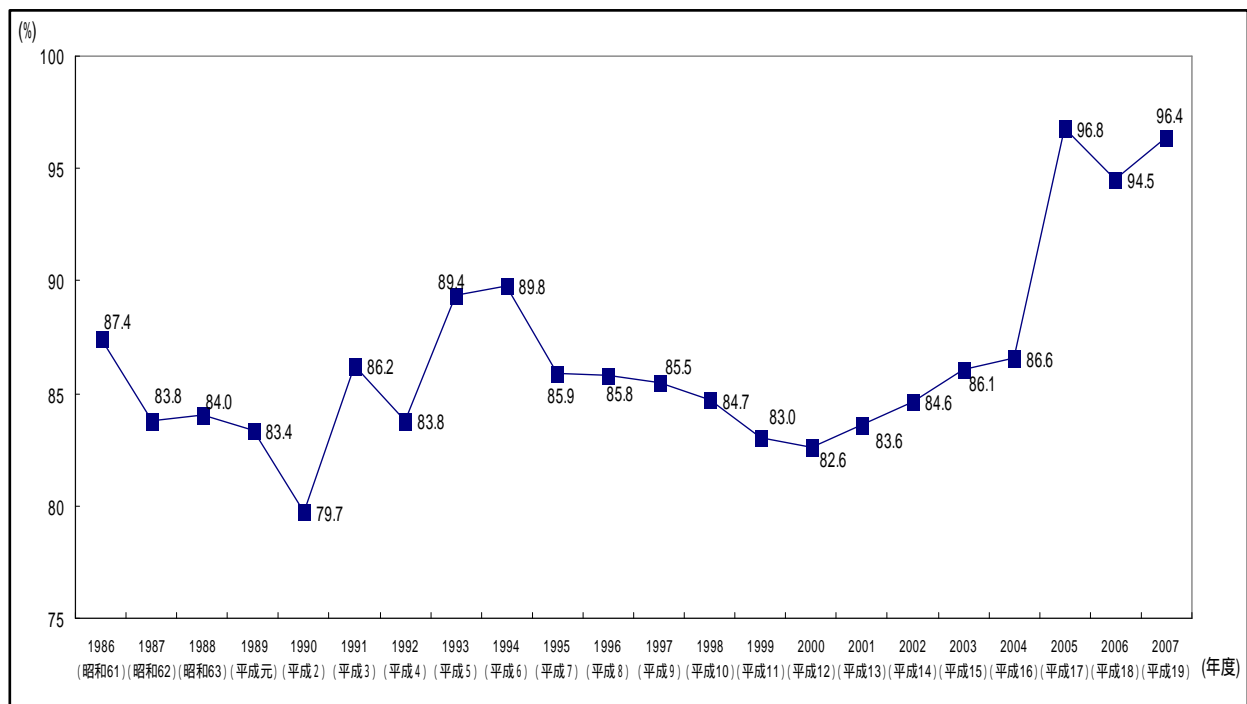
経済の低成長への移行に伴う税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大などにより、本市の財政は近年悪化しています。

財政の硬直度を示す経常収支比率は2005年度(平成17年度)以降急速に悪化し、95%前後の水準で推移しており、柔軟な投資が困難な状況です。また、将来に備えるための貯金にあたる財政調整基金の残高も2004年度(平成16年度)の約159億円をピークに減少に転じ、2007年度(平成19年度)には約102億円まで減少しています。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などにより、これからも本市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

今後はこれまで以上の創意工夫や選択と集中により、歳出を抑制していくとともに、財政構造を改善していくために、歳入増に結びつく政策を長期的視点で推進していくことが求められています。

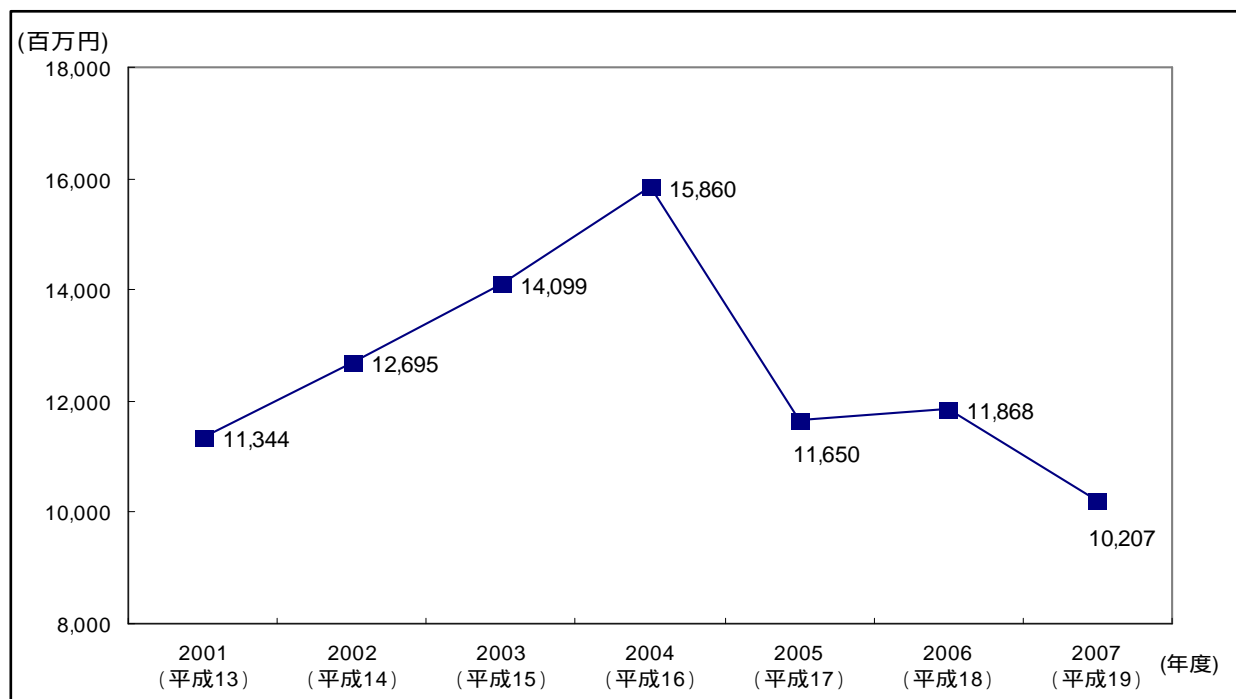
図 経常収支比率の推移



注) 経常収支比率とは、市の歳出のうち、人件費や公債費など毎年経常的に支出される経費が、市税などの経常的に収入される一般財源(使い道が特定されないもの)に占める割合をいう。この指数が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があるということになる。

資料: 横須賀市財政部資料

図 財政調整基金残高の推移



資料：横須賀市財政部資料

## (7) 都市イメージ

シンボルやイメージは、市民の横須賀への評価を端的に表わしており、前向きに捉えることのできるシンボルやイメージは、住んでいるまちへの愛着につながり、定住意向の向上に寄与すると考えられます。

市民が横須賀のシンボルと考えているものは、「海や海を中心とする自然環境」が最も多く、次いで「米軍・自衛隊の基地」「山や緑」が多く、豊かな自然環境が横須賀を象徴するものであると捉えられています。

また、望ましい都市イメージと現在の都市イメージとのギャップについては、安全・安心、環境、福祉、教育に関するものが大きくなっており、これらは、市民が考える望ましい都市イメージに現在とはなっていないことを示しています。一方、「米軍基地・自衛隊がある『基地のまち』」については、現在の都市イメージが望ましい都市イメージを大きく上回っています。

今後は、現在の都市イメージが望ましい都市イメージになっていないものについては、現在の都市イメージを市民の抱く望ましい都市イメージに近づけていくことが求められています。また、すでに現在の都市イメージが定着している「基地のまち」については、横須賀独自の地域資源として活用を図っていくことが求められています。

表 市民が横須賀のシンボルと感じているもの

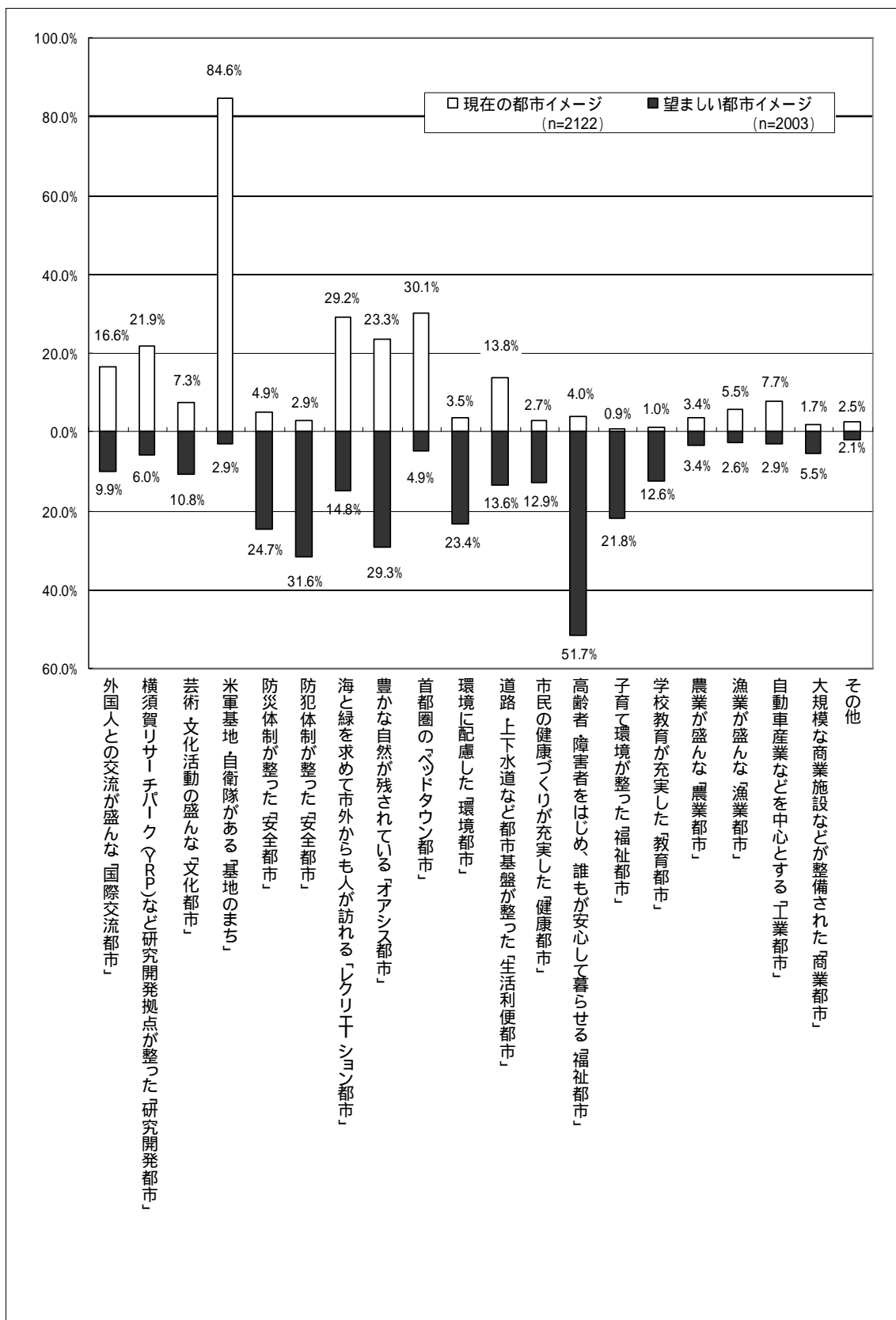
順位	主要項目	回答件数
1位	海や海を中心とする自然環境	881
2位	米軍・自衛隊の基地	665
3位	山や緑	259
4位	港や船	139
5位	観音崎	138
6位	ペリー・開国	137
7位	三笠公園・記念艦三笠	130
8位	猿島	100
9位	祭・花火大会	99
10位	灯台	66
11位	美術・芸術	49
12位	どぶ板通り	46
12位	カレー	46

注1) 回答数は1,704人

注2) 複数回答(回答が30件以上あったもの)

出所: 基本計画策定のための市民アンケート報告書(H20)

図 横須賀の都市イメージ



注1) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書 (H20)

## 第2章 計画の条件

### 1 人口

人口推計に基づく「趨勢人口」を将来人口とし、計画最終年である2021年（平成33年）の将来人口を約39万人とします。

#### （1）人口総数

2007年（平成19年）10月1日の住民基本台帳人口及び同年9月30日の外国人登録者数を基準人口にした将来推計によると、基本計画期間内における人口の動きは減少が続き、計画最終年の2021年（平成33年）の人口は390,106人になると予測されます。

#### （2）年齢3区分別人口

##### ・年少人口（0-14歳）

年少人口は、2007年（平成19年）の55,380人（総人口比12.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には39,869人（総人口比10.2%）に減少すると予測されます。

##### ・生産年齢人口（15-64歳）

生産年齢人口は、2007年（平成19年）の281,551人（総人口比64.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には229,924人（総人口比58.9%）に減少すると予測されます。

##### ・老年人口（65歳以上）

老年人口は、2007年（平成19年）の97,424人（総人口比22.4%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には120,313人（総人口比30.8%）に増加すると予測されます。

#### （3）行政センター管内別人口

各行政センター管内別人口は、減少の幅に差はあるものの、2007年（平成19年）と比較して計画最終年の2021年（平成33年）にはすべての地域で減少すると予測されます。

#### (4) 総世帯数

総世帯数は、2005年（平成17年）の国勢調査の数値を基準に5年ごとの推計を行った結果、2010年（平成22年）の164,168世帯をピークに減少に転じ、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）では156,342世帯（2005年（平成17年）比4,268世帯減）になると予測されます。

#### (5) 類型別世帯数

世帯を、夫婦と子からなる世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子からなる世帯、単独世帯、その他の一般世帯の類型に区分してみると、夫婦と子からなる世帯は、今後一貫して減少すると予測されます。一方、単独世帯は一貫して増加を続け、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）には夫婦と子からなる世帯を上回ると予測されます。

図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）総数

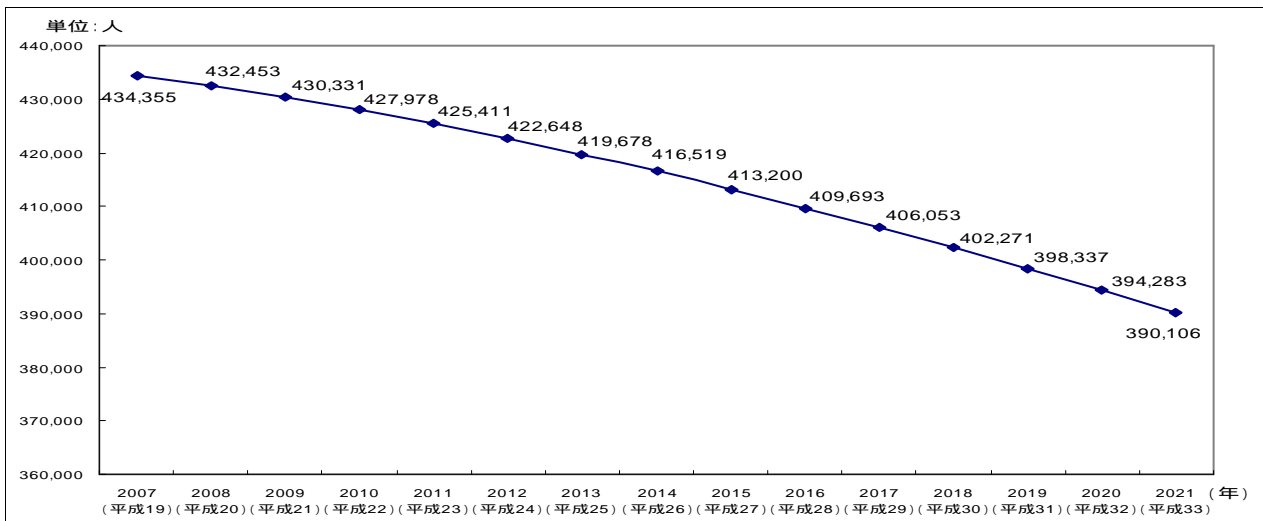


図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）年齢3区分

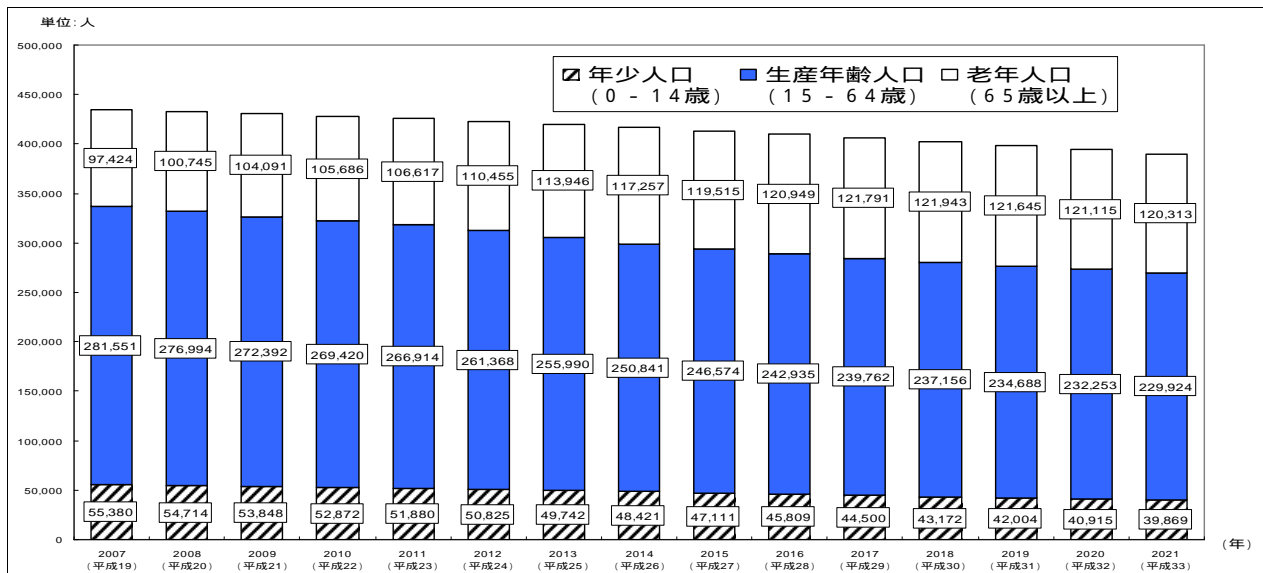


表 将来推計人口（行政センター管内別・年齢3区分別人口の推移）

区分	本庁地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	68,933	60,718
年少人口	7,908	6,117
構成比	11.47%	10.07%
生産年齢人口	43,665	36,226
構成比	63.34%	59.66%
老年人口	17,360	18,375
構成比	25.18%	30.26%

年少人口・・・0歳～14歳  
 生産年齢人口・・・15歳～64歳  
 老年人口・・・65歳～

区分	追浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	31,064	26,901
年少人口	3,442	2,692
構成比	11.08%	10.01%
生産年齢人口	20,107	15,227
構成比	64.73%	56.60%
老年人口	7,515	8,982
構成比	24.19%	33.39%

区分	田浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	19,653	18,428
年少人口	2,261	1,787
構成比	11.50%	9.70%
生産年齢人口	12,766	11,440
構成比	64.96%	62.08%
老年人口	4,626	5,201
構成比	23.54%	28.22%

区分	逸見地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	12,930	12,110
年少人口	1,307	707
構成比	10.11%	5.84%
生産年齢人口	8,873	8,092
構成比	68.62%	66.82%
老年人口	2,750	3,311
構成比	21.27%	27.34%

区分	衣笠地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	65,151	55,655
年少人口	8,150	5,594
構成比	12.51%	10.05%
生産年齢人口	41,669	31,697
構成比	63.96%	56.95%
老年人口	15,332	18,364
構成比	23.53%	33.00%

区分	大津地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	44,504	40,430
年少人口	5,567	4,120
構成比	12.51%	10.19%
生産年齢人口	29,294	24,528
構成比	65.82%	60.67%
老年人口	9,643	11,782
構成比	21.67%	29.14%

区分	浦賀地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	52,948	49,810
年少人口	7,588	5,794
構成比	14.33%	11.63%
生産年齢人口	33,481	28,583
構成比	63.23%	57.38%
老年人口	11,879	15,433
構成比	22.44%	30.98%

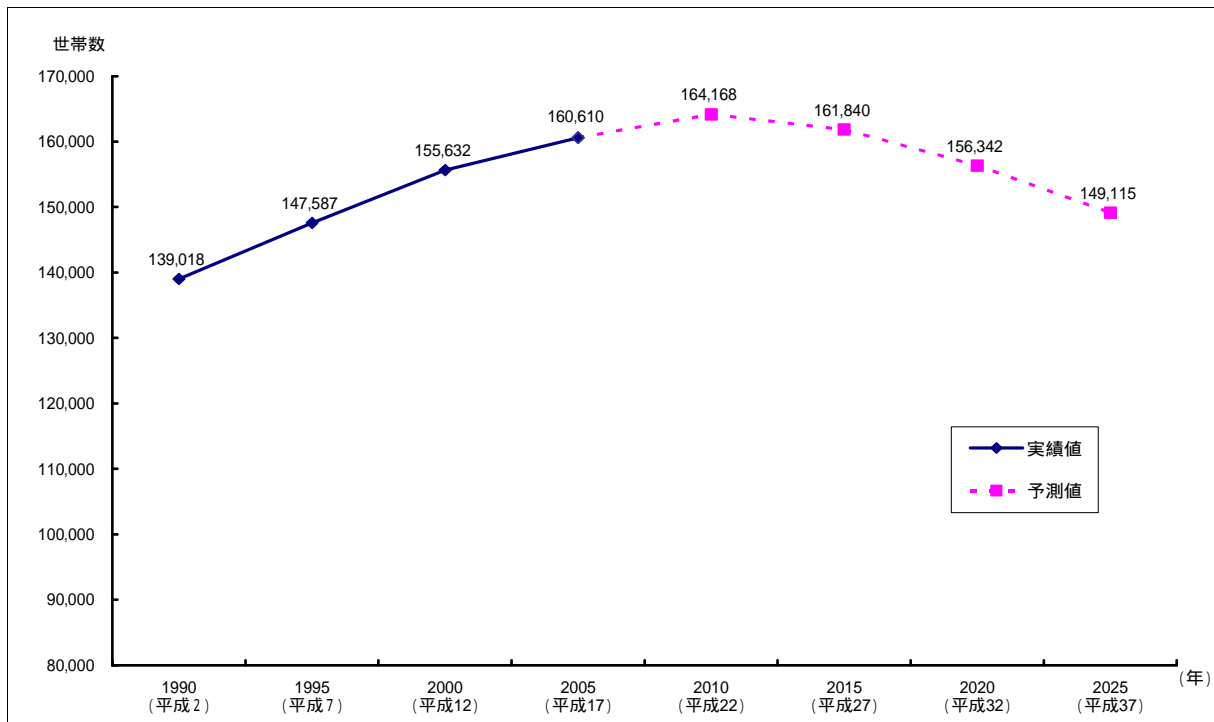
区分	久里浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	55,937	49,279
年少人口	7,725	5,278
構成比	13.81%	10.71%
生産年齢人口	36,881	29,198
構成比	65.93%	59.25%
老年人口	11,331	14,803
構成比	20.26%	30.04%

区分	北下浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	35,915	33,965
年少人口	5,216	4,031
構成比	14.52%	11.87%
生産年齢人口	23,875	20,207
構成比	66.48%	59.49%
老年人口	6,824	9,727
構成比	19.00%	28.64%

区分	西地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	47,320	42,810
年少人口	6,216	3,749
構成比	13.14%	8.76%
生産年齢人口	30,940	24,726
構成比	65.38%	57.76%
老年人口	10,164	14,335
構成比	21.48%	33.49%

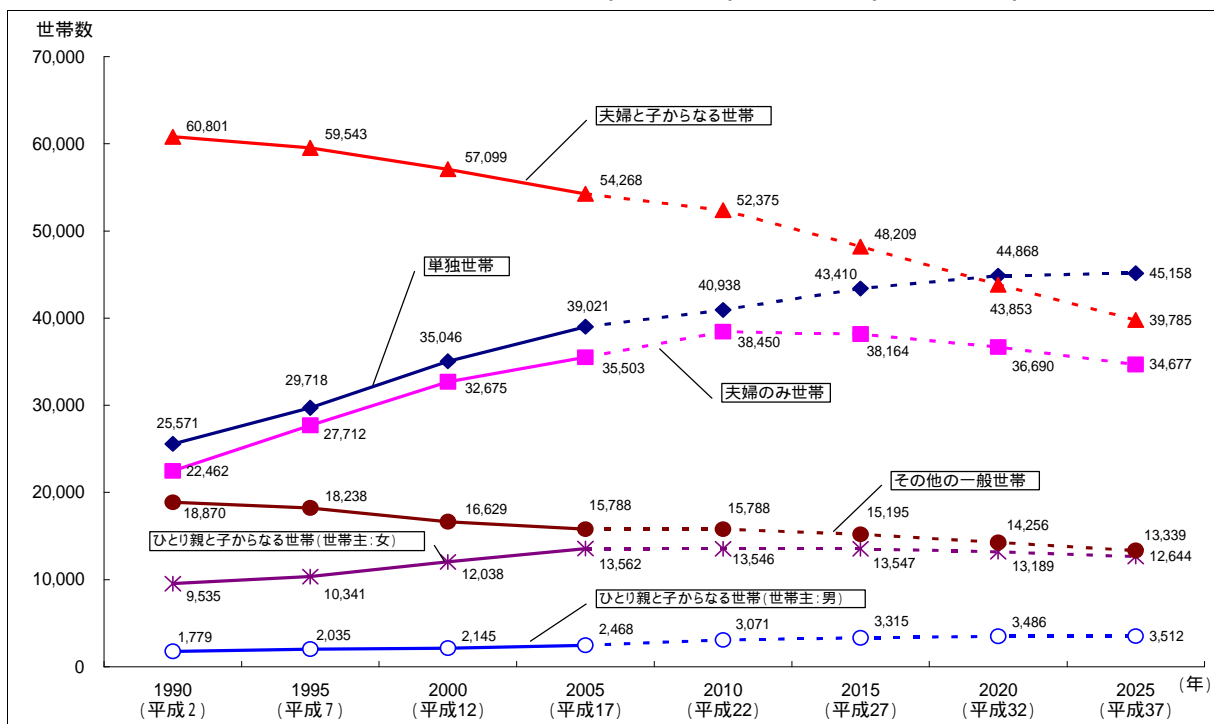
注) 推計の基準年である2007年(平成19年)と基本計画の最終年である2021年(平成33年)を比較。

図 総世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。

図 類型別世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。



## 2 産業

産業全体の活力を最大化させる柔軟性のある産業構造へと転換するため、雇用吸収力の高い産業、成長力の高い産業を導入・育成します。また、新規企業の誘致を図るとともに、創業、転業などの活発な新陳代謝が、内発的に行われる産業の形成をめざします。さらに地域がもつ特性を市場ニーズに適応させる創意工夫などによって、特徴的な産業の集積をめざします。

### (1) 第1次産業

第1次産業については、交流人口を呼び込む産業としても着目し、レジャー、観光、レクリエーションなどへの展開も視野に入れながら、市内における消費と流通の拡大を進めるとともに、東京大都市圏における安定的な食糧供給を支える貴重な農水産物の生産業として、適正な振興を図ります。

### (2) 第2次産業

第2次産業については、生産機能の高度化を進めるとともに、研究・開発機能の強化をめざします。また、蓄積された技術やノウハウを活用したサービス業などへの転換を促進します。

### (3) 第3次産業

第3次産業については、情報通信関連、生活関連、医療福祉関連分野等に関わるサービス業などの高質化をめざし、横須賀の将来を牽引する成長性の高い産業として戦略的に育成します。

### 3 土地利用

健全で効率的な都市運営を行うためには、今後の更なる人口減少・少子高齢化の進展にあっても、これに柔軟に対応できるコンパクトな都市構造が必要です。

今後は、豊かな暮らしといきいきとした交流を育む都市をめざし、これまで拡散してきた郊外の市街地を、主要な鉄道駅周辺や幹線道路の沿道、住宅団地などへ集約し、それらを公共交通等で有機的にネットワークすることで、全ての人が車に過度に依存することなく、快適で便利に、また安全で安心して暮らせるような都市構造を形成します。

人と自然との共生、都市と自然との共生にも配慮し、総合的で効率的な土地利用をめざします。

#### ( 1 ) 拠点の配置

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市環境を形成します。また、幹線道路沿道や住宅団地などの周辺市街地では、日常生活の利便性向上を図ります。

#### ( 2 ) 交通の骨格

首都圏等との交通軸として、半島性を脱却する双方向性の広域幹線道路網の形成をめざすとともに、拠点市街地や周辺市街地、産業拠点や交流拠点などが相互に連携し、それぞれの役割と機能を効果的に発揮できる、はしご型（ラダー型）の幹線道路ネットワークを形成します。また、公共交通体系の充実や、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の形成により、高齢化の進展に対応する環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

#### ( 3 ) 都市環境の骨格

水と緑に恵まれた自然環境の維持・保全と復元、創造的な活用により、豊かな暮らしといきいきとした交流を育むような、自然と調和した潤いある都市環境を形成します。

図 拠点の配置

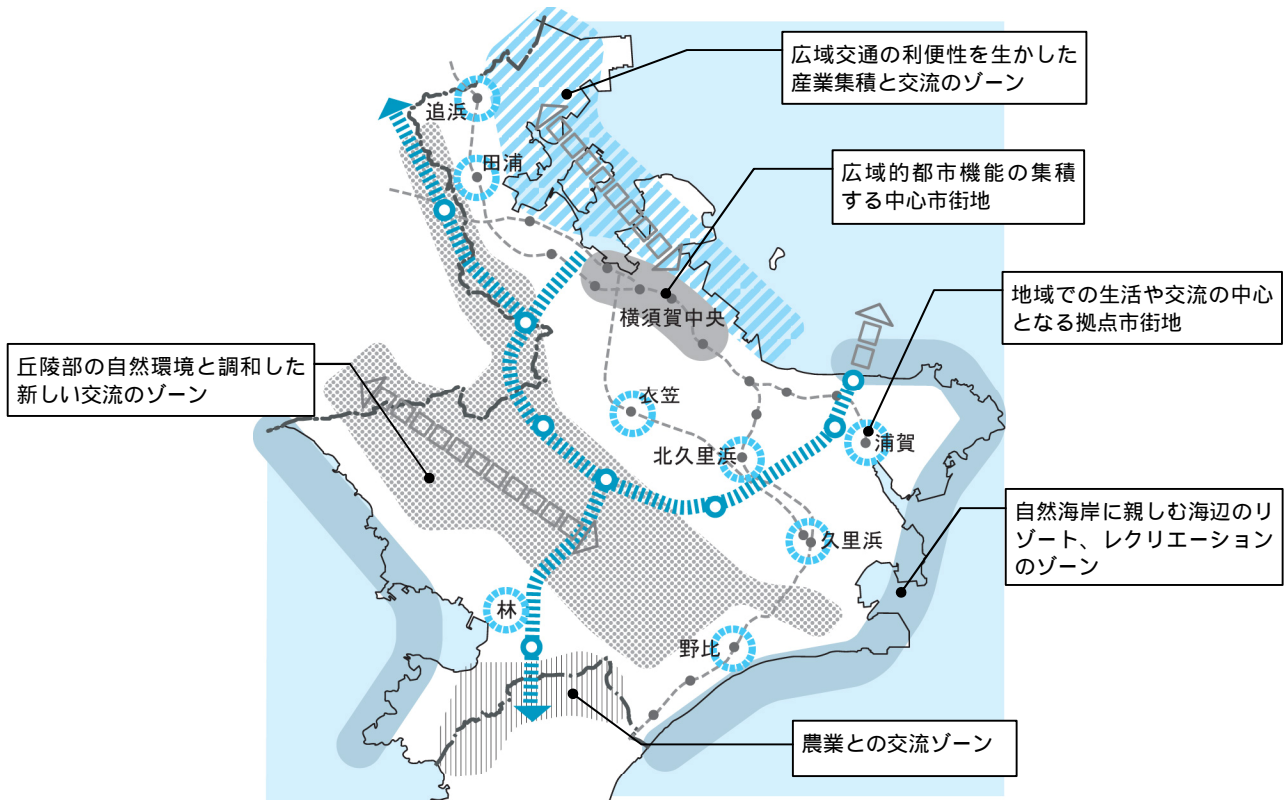


図 交通の骨格

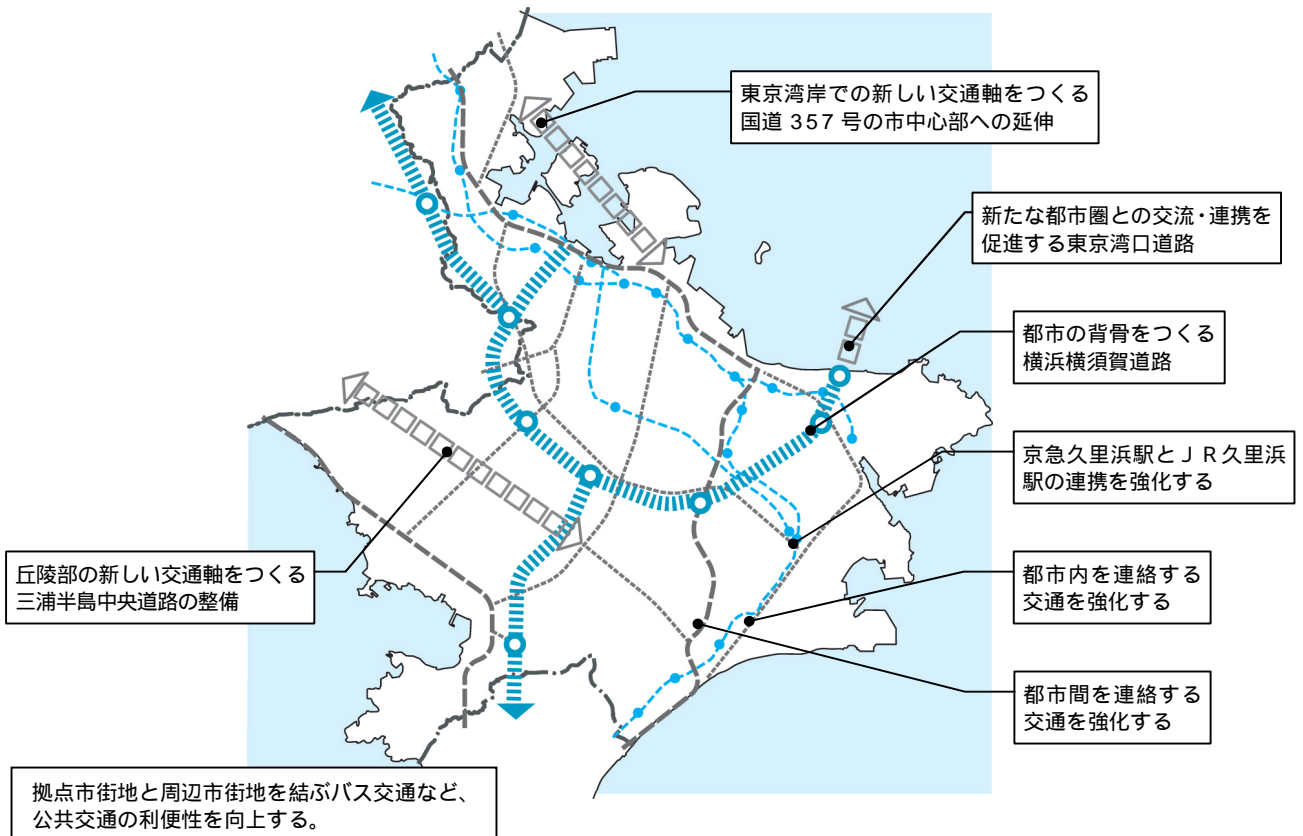
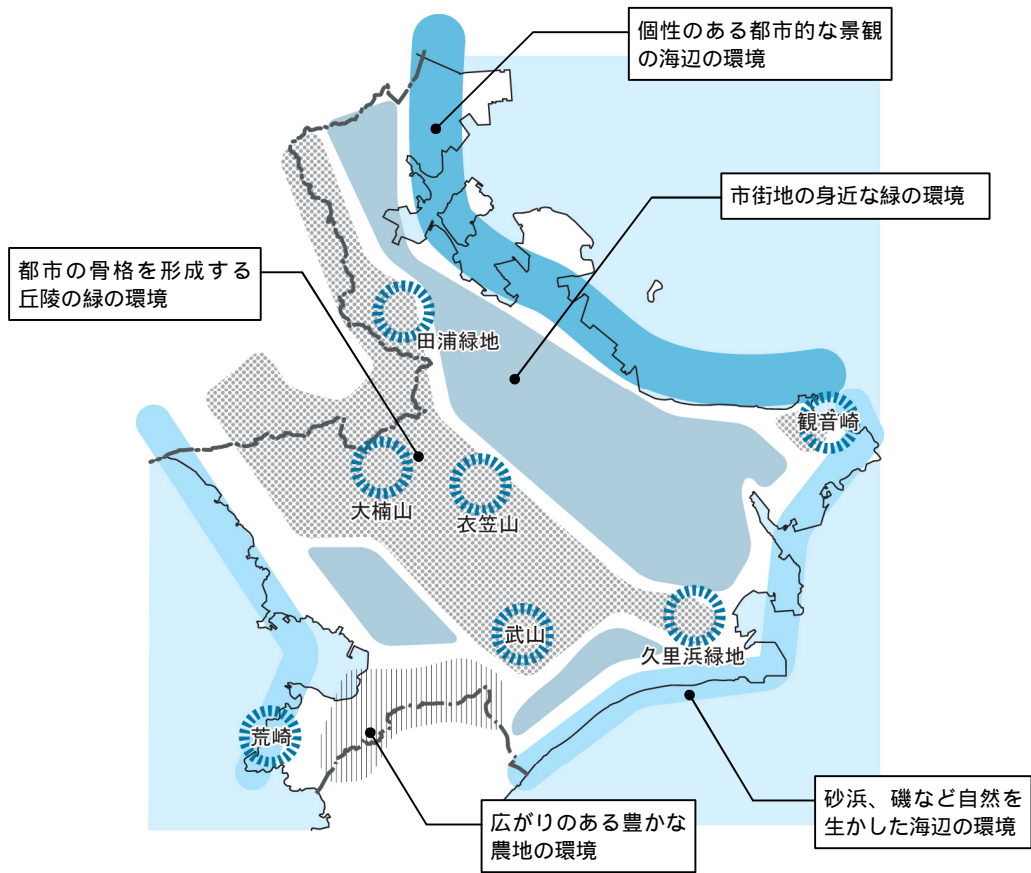


図 都市環境の骨格



# 第3章 重点プログラム

## 1 重点プログラムの前提条件

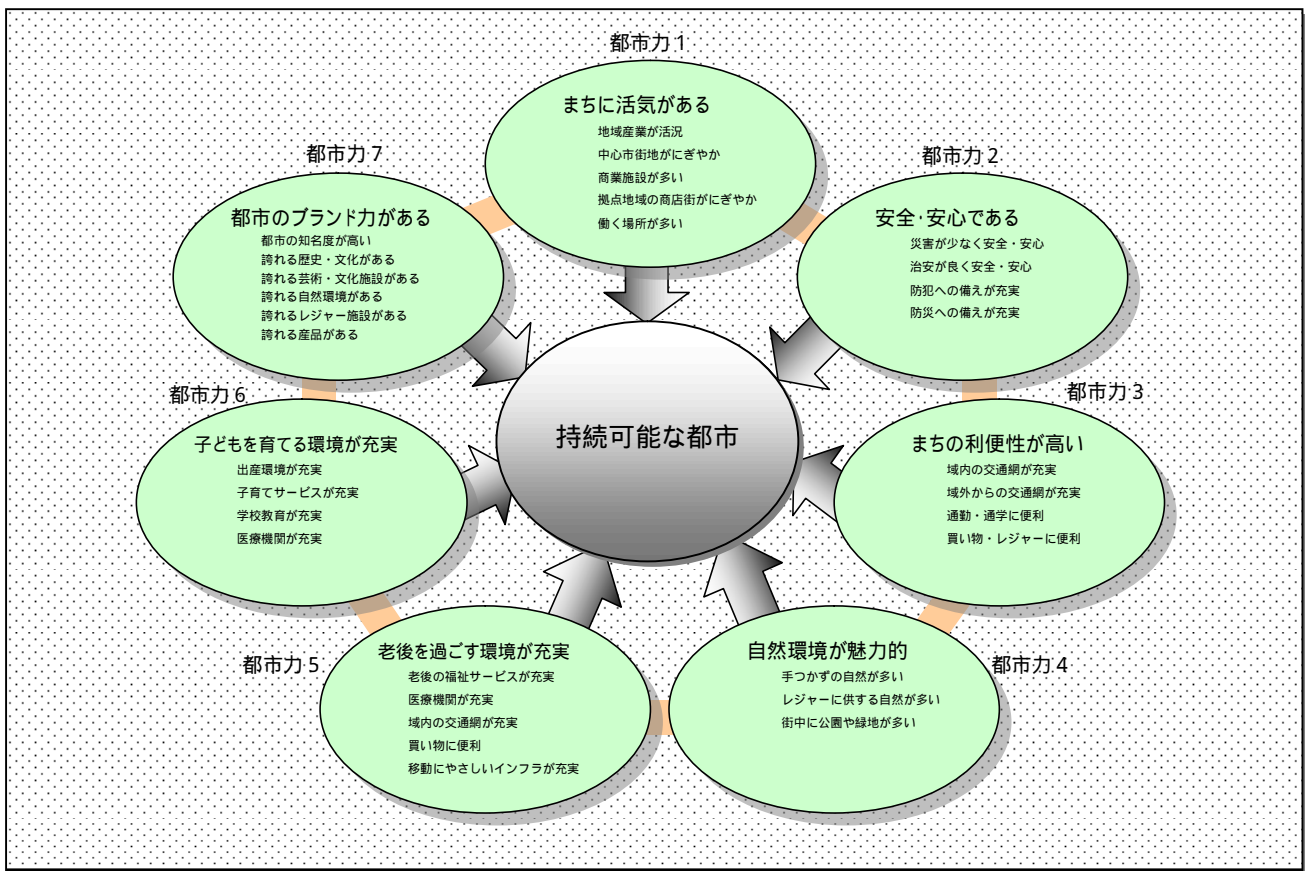
都市が100年後、1000年後も持続可能な発展を遂げるためには、都市としてのバイタリティ(生命力)が必要で、その源泉になるのは“都市が持つ魅力”です。

その魅力には多様な側面がありますが、一つひとつを都市の力(都市力)と定義するならば、未来においても色あせることのない普遍的な都市力があります。

それは、「1 まちに活気がある」、「2 安全・安心である」、「3 まちの利便性が高い」、「4 自然環境が魅力的」、「5 老後を過ごす環境が充実」、「6 子どもを育てる環境が充実」、「7 都市のブランド力がある」という『7つの都市力』であると考えます。

この7つの都市力を常に高いレベルで備える都市が、未来に向かって持続可能な都市であり、本市がめざすべき姿です。

図 「7つの都市力」のイメージ図



## 2 重点プログラムの位置付け

基本計画では、基本構想が掲げる都市像「国際海の手文化都市」の実現を図るとともに、その先の未来も視野に入れ、横須賀が持続可能な都市となるための土台づくりに、計画期間（11年間）の中で全力をあげて取り組む必要があります。

今日の本市を取り巻く社会経済環境、また、これまで行ってきた行政評価や市民アンケートの結果などからは、本市の強みでさらに伸ばすべき点や、弱みを克服し強みに変えていかなければならない課題を導き出すことができます。これらを「7つの都市力」の視点から整理すると、それぞれの要素において課題があります。

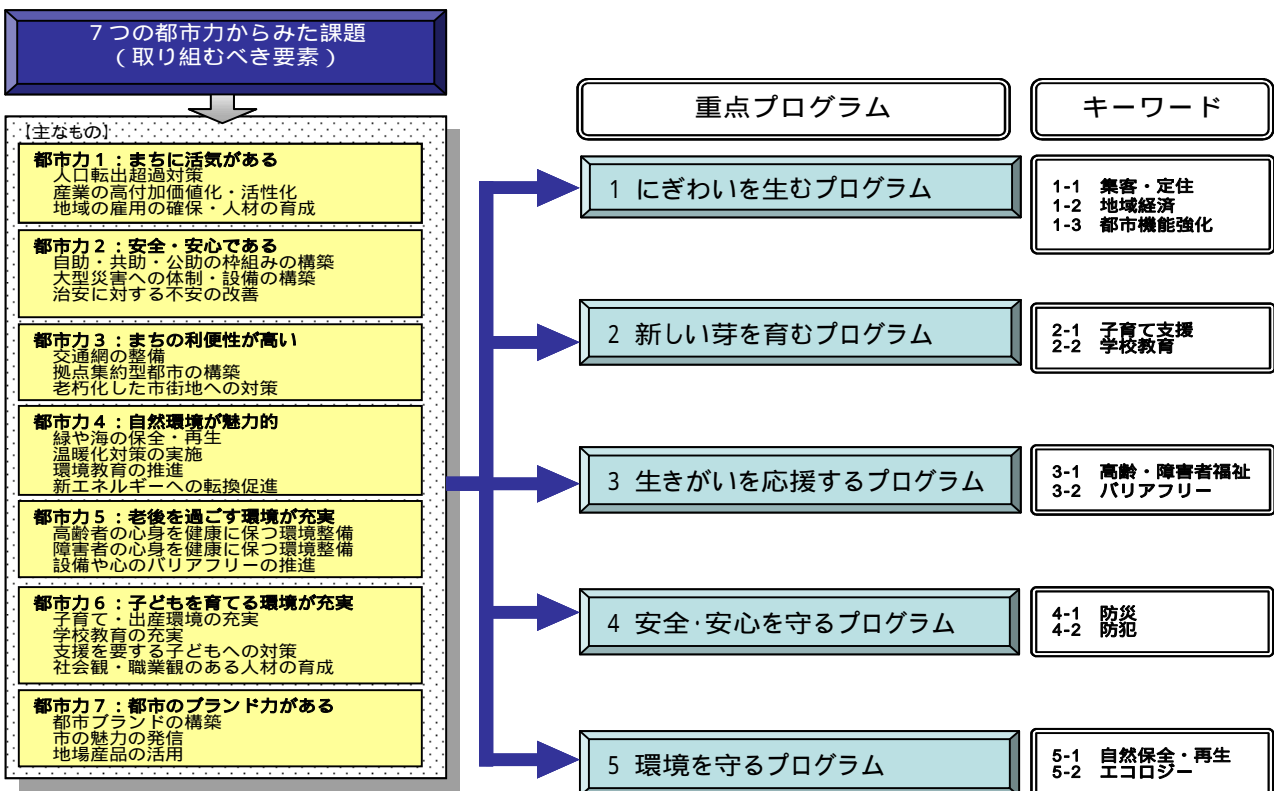
課題の克服には、あらゆる施策を通じて幅広く対応するのは当然ですが、持続可能な都市をより効率的かつ着実に実現するには、特に優先して取り組む施策を絞り込む必要があります。

重点プログラムは、7つの都市力からみた課題に対応する重点的な施策の方向性を示すもので、これを優先的に推進することで、「持続可能な都市」の土台をつくとともに、第4章・第5章に掲げる全施策の先導役として計画全体を力強く牽引します。

また、これらのプログラムを実施する上では、市民と行政が協働し地域の力を結集することが欠かせません。市民が実感できる「元気な横須賀」を合言葉に、思いを一つにして取組みを推進します。

## 3 重点プログラムの概要

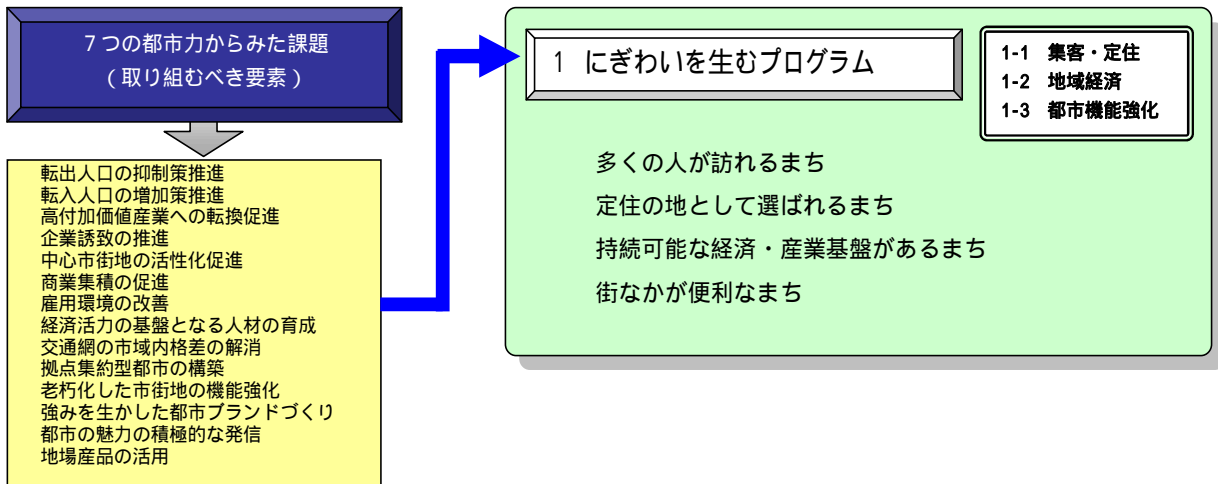
重点プログラムは、施策体系にとらわれず横断的な視点から5つの重点を位置付け、プログラムごとに取り組みの方向性を示します。



## 重点1 にぎわいを生むプログラム

持続可能な都市の実現には、にぎわいの創出が必要であり、定住人口の維持や経済活力の創出、都市の魅力の向上などに取り組むことが重要です。

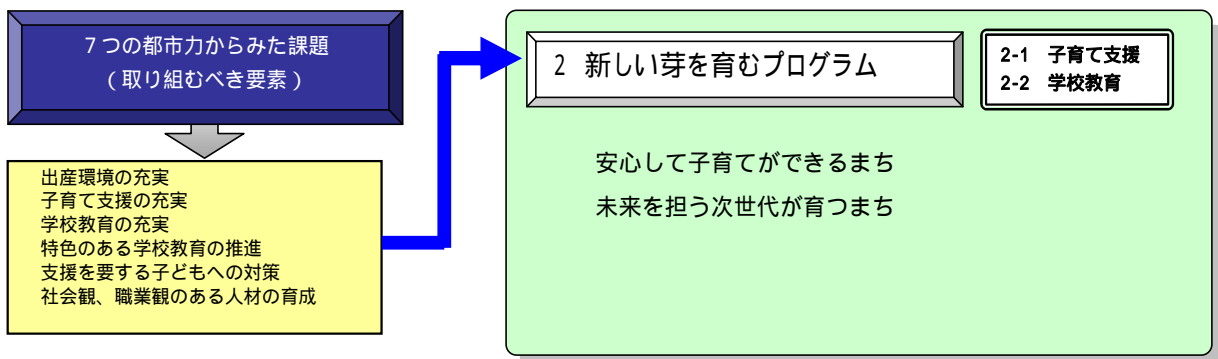
このため、横須賀により多くの人暮らし、訪れ、活動するよう、新たな産業の創出や既存産業の活性化、都市機能の充実や交通利便性向上などをめざした『にぎわいを生むプログラム』を推進します。



## 重点2 新しい芽を育むプログラム

持続可能な都市の実現には、横須賀の将来の活力を担う人材の育成と子どもが健やかに成長するための環境づくりが重要です。

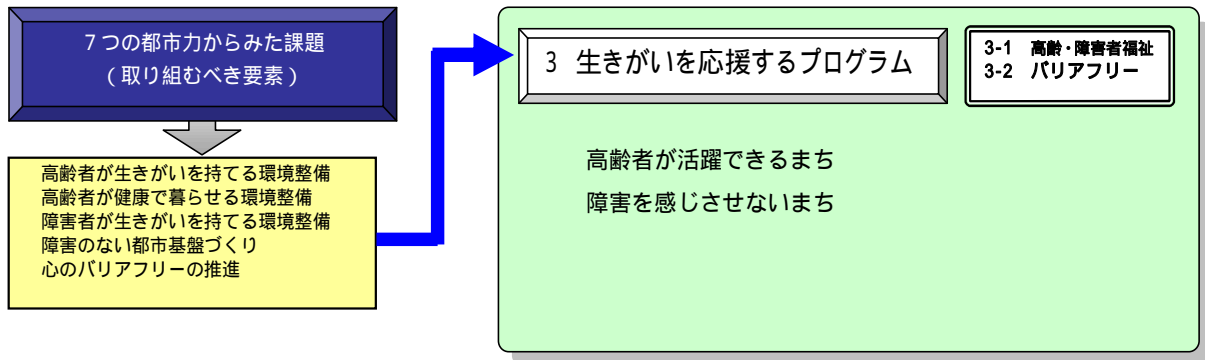
このため、子育てしやすい環境の整備、学校教育の充実や社会観、職業観のある人材の育成などをめざした『新しい芽を育むプログラム』を推進します。



### 重点3 生きがいを応援するプログラム

持続可能な都市の実現には、横須賀で暮らす一人ひとりが生きがいを感じて自分らしく暮らせる環境づくりが重要です。

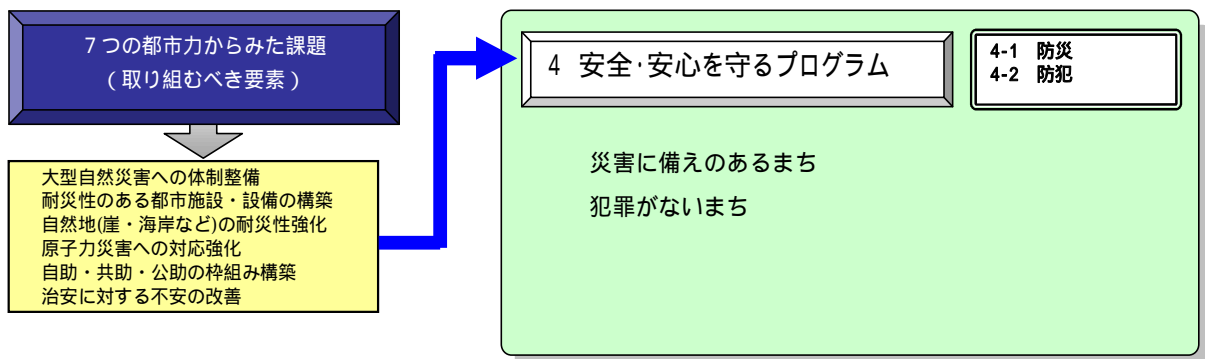
このため、高齢者や障害者なども含め、誰もが生涯にわたって社会に参加できる環境や、多様な個性を生かしながら様々な分野で活躍できる環境づくりをめざした『生きがいを応援するプログラム』を推進します。



### 重点4 安全・安心を守るプログラム

持続可能な都市の実現には、市民生活や様々な活動の基礎となる安全で安心して暮らすことのできる環境づくりが重要です。

このため、災害に対し不安のない都市基盤や防災体制の整備、犯罪の少ない地域社会の形成などをめざした『安全・安心を守るプログラム』を推進します。

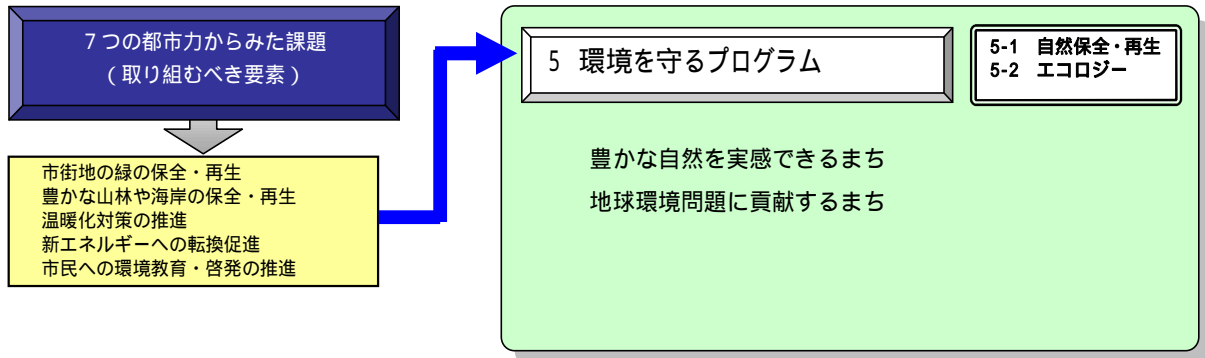




## 重点5 環境を守るプログラム

持続可能な都市の実現には、それにふさわしい舞台とするため、環境と調和し共生する地域づくりが重要です。

このため、横須賀の豊かな自然の保全や自然を生かした魅力ある都市環境づくり、地球環境問題に貢献する地域社会の形成などをめざした『環境を守るプログラム』を推進します。



# 図 まちづくり政策及びまちづくりの推進姿勢の体系

まちづくり政策			
1 いきいきとした交流が 広がるまち	1 人を呼び込む環境づくり	1 地域資源を生かした魅力づくり	
		2 交流拠点の創出	
		3 交流を支える人材や団体の発掘・支援・活用	
		4 定住を促すしかりづくり	
	2 交流を支える情報の発信	1 集客につながる魅力の発信	
		2 利用しやすい情報の発信	
	3 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	1 総合的な交通政策の推進	
		2 広域幹線道路網の整備促進	
		3 公共交通の機能強化	
		4 港湾機能の強化と再編の推進	
	2 海と緑を生かした 活気あふれるまち	1 自然環境の保全・再生・創造による潤いある地域づくり	1 自然環境の保全
			2 自然環境の積極的な再生・創造
3 自然豊かな公園・緑地の整備			
2 魅力あふれる農水産業の振興		1 地産地消の推進	
		2 意欲的な生産者への支援	
		3 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり	
3 産業の成長支援と企業誘致		1 既存事業者の新たな取組みへの支援	
		2 企業・研究開発機関などの誘致	
		3 新規事業者の起業支援	
		4 ビジネスチャンスの創出・拡大	
		5 産業を支える技術・人材支援	
4 雇用の安定化と働く環境の充実		1 就労支援の充実	
		2 福利厚生環境の充実	
5 市街地のにぎわいづくり		1 拠点市街地の都市機能の強化	
		2 魅力ある商業集積の促進	
		3 住環境の維持・保全	
		4 歩いて暮らせるまちづくりの推進	
6 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合		1 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請	
		2 返還施設の早期転用	
3 個性豊かな人と文化が 育つまち		1 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	1 子どもを産み育てやすい環境づくり
			2 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり
		2 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実	1 生きる力を伸ばす教育の充実
			2 特色のある教育の推進
			3 支援教育の充実
	3 生涯を通じて学び活動できる環境づくり	1 多様な学習機会と活躍の場の充実	
		2 スポーツ活動の振興	
	4 多様な文化の継承、発展、創造	1 地域文化の掘り起こし、継承、振興	
		2 交流による芸術文化の創造	
		3 文化の担い手の育成	
	5 魅力ある美しい景観の形成	1 魅力ある美しい都市景観づくり	
		2 自然・歴史を生かした景観づくり	

まちづくり政策			
4 健康でやさしい心の ふれあうまち	1 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	1 平和を愛する社会の形成	
		2 人権を尊重する社会の形成	
		3 男女共同参画社会の形成	
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり	1 すべての人々が安心して利用できる施設づくり	
		2 すべての人々が社会参加できる機会づくり	
	3 総合的な地域福祉サービスの推進	1 地域福祉サービスを支える人づくり	
		2 地域福祉サービスを支える場づくり	
		3 地域福祉サービスの推進	
		4 相談支援体制の充実	
	4 健康づくりの推進と医療体制の充実	1 心の健康づくり	
		2 健康維持のための環境づくり	
		3 医療体制の強化・充実	
	5 コミュニティへの支援	1 コミュニティへの支援	
	5 安全で快適に暮らせる まち	1 災害・緊急事態に強いまちづくり	1 避難路やライフラインの強化・多重化
			2 都市施設などの耐災性の向上
			3 市街地の防災対策の推進
			4 防災・危機管理体制の充実
5 市民協働による防災活動の促進			
2 安心して日常生活を送るための環境づくり		1 環境保全対策の推進	
		2 消防・救急・救助体制の充実	
		3 防犯対策の推進	
		4 交通安全対策の推進	
		5 消費者保護対策の推進	
		6 食品・環境衛生対策の推進	
3 快適な暮らしを支える生活基盤づくり		1 上水道事業の効率的な運営	
		2 下水道事業の効率的な運営	
		3 道路・交通環境の整備	
		4 公園の整備	
		5 河川の管理	
		6 市営住宅の管理運営	
		7 火葬場・墓地の管理運営	
4 地球環境問題への対応		1 温暖化対策の推進	
		2 環境教育・環境学習の推進	
	3 ごみの減量化・資源化の推進		

まちづくりの推進姿勢		
1 市民協働による まちづくりの推進	1 情報公開・個人情報保護の充実	1 情報公開・個人情報保護の充実
		2 広報広聴活動の充実
	2 広報広聴活動の充実	1 広報活動の充実
		2 広聴活動の充実
		3 市民相談の充実
	3 市民協働の推進	1 市民公益活動の促進
2 協働による取組みの推進		
2 効率的な都市経営の 推進	1 機動的で効率的な体制づくり	1 柔軟な組織・執行体制づくり
		2 情報システムによる行政の効率化
	2 市政を支える意欲と能力のある人づくり	1 市政を支える意欲と能力のある人づくり
		3 健全な行財政運営
	3 健全な行財政運営	1 財政の健全化の推進
2 計画的・効果的な行政運営		
3 地方分権と広域連携の 推進	1 地方分権の推進	
	2 広域連携の推進	

## 第4章 まちづくり政策

まちづくり政策	
<b>1 いきいきとした交流が広がるまち</b>	
<b>1 人を呼び込む環境づくり</b>	<p>人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつけかけづくりを行います。</p>
1 地域資源を生かした魅力づくり	<p>人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かした魅力ある事業を行います。 集客人口、定住人口増加のため、多くの人に選ばれるまちのイメージづくりを推進します。</p>
2 交流拠点の創出	<p>人を呼び込む場づくりのため、魅力ある交流拠点を創出します。</p>
3 交流を支える人材や団体の発掘・支援・活用	<p>市民主体の様々な交流活動を促進するため、人材や団体への支援などを行います。</p>
4 定住を促すしかけづくり	<p>都市活力の源泉となる世代の定住を促すため、特色のある、魅力的な施策を展開します。</p>
<b>2 交流を支える情報の発信</b>	<p>市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。</p>
1 集客につながる魅力の発信	<p>市外に住む人の来訪を促すため、横須賀の魅力やイメージアップにつながる情報を、あらゆるメディアを活用して、幅広く発信します。</p>
2 利用しやすい情報の発信	<p>市内の様々な場での交流を促進するため、市民、企業、来訪者にとって便利で役立つ情報提供を積極的に行います。</p>
<b>3 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり</b>	<p>広域幹線道路網の整備や港湾機能の強化・再編などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。</p>
1 総合的な交通政策の推進	<p>安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。</p>
2 広域幹線道路網の整備促進	<p>広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間相互を連絡する主要幹線道路の整備を促進します。</p>
3 公共交通の機能強化	<p>公共交通の利便性向上と活性化を図るため、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。</p>
4 港湾機能の強化と再編の推進	<p>物流及び人流の増加を図るため、東京湾湾口部に位置する特性を活用し、港湾機能の強化と再編を推進します。</p>

まちづくり政策

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

<p><b>1 自然環境の保全・再生・創造による潤いある地域づくり</b></p> <p>1 自然環境の保全</p> <p>2 自然環境の積極的な再生・創造</p> <p>3 自然豊かな公園・緑地の整備</p>	<p>横須賀の貴重な財産である海や緑の自然環境の保全・再生・創造を推進します。</p> <p>良好な自然環境を形成するため、海や山林などを保全します。</p> <p>暮らしの中に自然とふれあえる場を創出するため、市街地における身近な緑の積極的な再生・創造と景観や生態系に配慮した水辺空間などの整備を推進します。</p> <p>自然の魅力を生かした公園・緑地の整備を推進します。豊かな自然を保全・活用するため、国に対し国営公園の誘致を要望します。</p>
<p><b>2 魅力あふれる農水産業の振興</b></p> <p>1 地産地消の推進</p> <p>2 意欲的な生産者への支援</p> <p>3 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり</p>	<p>魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。</p> <p>地場農水産物の生産・消費・流通の拡大を推進します。地産地消の情報を様々な方法で広く発信します。</p> <p>安定した農水産業の経営基盤を確立し、農水産業の健全な発展を図るため、生産者の新たな取組みに対する支援を推進します。</p> <p>農水産物の安定供給を図るため、豊かな農地・漁場づくりと漁港の整備を推進します。</p>
<p><b>3 産業の成長支援と企業誘致</b></p> <p>1 既存事業者の新たな取組みへの支援</p> <p>2 企業・研究開発機関などの誘致</p> <p>3 新規事業者の起業支援</p> <p>4 ビジネスチャンスの創出・拡大</p> <p>5 産業を支える技術・人材支援</p>	<p>成長性の高い産業への転換を促進し、持続可能な産業基盤の構築を図ります。</p> <p>競争力のある産業基盤を構築するため、新たな事業展開や技術開発に取り組む事業者を支援します。</p> <p>競争力のある産業基盤を構築するため、成長性が高い企業と研究開発機関などを誘致します。</p> <p>新たな産業を振興するため、技術やアイデアを生かした新規事業者の起業を支援します。</p> <p>新たな販路開拓やビジネスチャンスを創出するため、企業間・異業種間の交流・連携を支援します。市内産業を活性化するため、イベントや様々な広報媒体を通して、市内の企業情報を積極的にPRします。</p> <p>貴重な人材や技術を後世に継承するため、人材の発掘や表彰制度の充実を図ります。</p>
<p><b>4 雇用の安定化と働く環境の充実</b></p> <p>1 就労支援の充実</p> <p>2 福利厚生環境の充実</p>	<p>安定した雇用環境と中小企業の就業環境の整備を推進します。</p> <p>雇用の安定化を図るため、民間企業や近隣自治体と連携して就職支援情報の提供などを行います。</p> <p>中小企業の福利厚生環境を充実させ、勤労者の福祉の増進を支援します。</p>

<p><b>5 市街地のにぎわいづくり</b></p> <p>1 拠点市街地の都市機能の強化</p> <p>2 魅力ある商業集積の促進</p> <p>3 住環境の維持・保全</p> <p>4 歩いて暮らせるまちづくりの推進</p>	<p>市街地のにぎわいを創出するため、集約型の都市構造への転換や、良好な住環境の維持・保全などを推進します。</p> <p>中心市街地や拠点市街地の魅力を創出するため、居住、商業、業務、文化、レクリエーションなどの都市機能を計画的に集積します。</p> <p>まちの魅力を創出するため、商店街と大型商業施設の調和が取れた商業集積を促進します。</p> <p>良好な住環境を維持するため、条例を活用しながら、計画的なまちづくりを推進します。</p> <p>街なかへの住替えなどにより、低密度化が予想される郊外の住環境を維持・保全します。</p> <p>車に頼らず歩いて暮らせる都市環境を形成するため、街なかへの住替えを誘導するとともに、日常生活環境や公共交通網の利便性向上並びに歩行者空間の整備などを推進します。</p>
<p><b>6 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合</b></p> <p>1 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請</p> <p>2 返還施設の早期転用</p>	<p>可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。</p> <p>国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。</p> <p>横須賀市の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍利用財産の早期転用を推進します。</p>

まちづくり政策

3 個性豊かな人と文化が育つまち

<p><b>1 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実</b></p> <p>1 子どもを産み育てやすい環境づくり</p> <p>2 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり</p>	<p>安心して子どもを育て、また子どもが健やかに育つ環境をつくるため、出産・育児に対する多様な支援を推進するとともに、青少年活動や青少年育成活動を促進します。</p> <p>安心して子どもを産み、育てられるようにするため、良好な出産・育児環境づくりを推進します。</p> <p>親子がともに健やかに成長していくため、相談支援体制の構築を推進します。 青少年が心豊かで健やかに育つ環境をつくるため、青少年活動や青少年育成活動を促進します。</p>
<p><b>2 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実</b></p> <p>1 生きる力を伸ばす教育の充実</p> <p>2 特色のある教育の推進</p> <p>3 支援教育の充実</p>	<p>人間性豊かな子どもを育てるための教育を推進します。</p> <p>生きる力を育むため、豊かな心や健やかな体を育成する教育を充実します。</p> <p>多様な資質を持った人材を育成するため、特色のある教育環境の提供を推進します。</p> <p>子どもたち一人ひとりのニーズに対応するため、児童・生徒への相談・支援体制を充実します。</p>
<p><b>3 生涯を通じて学び活動できる環境づくり</b></p> <p>1 多様な学習機会と活躍の場の充実</p> <p>2 スポーツ活動の振興</p>	<p>生涯を通じて学び活動し、その成果を地域に還元できるようにするため、学習機会やスポーツ活動を充実します。</p> <p>生涯を通じて、一人ひとりが心豊かな生活を送るため、生涯学習の機会を充実します。</p> <p>スポーツを通じ、活力ある人と地域を創出するため、生涯にわたるスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。</p>
<p><b>4 多様な文化の継承、発展、創造</b></p> <p>1 地域文化の掘り起こし、継承、振興</p> <p>2 交流による芸術文化の創造</p> <p>3 文化の担い手の育成</p>	<p>歴史・文化資産が継承され、また新たな文化が創出されるようにするため、地域文化の掘り起こしや継承、市民の芸術・文化活動の支援などを推進します。</p> <p>地域の伝統的文化や歴史的遺産などが市民の誇りとなるため、これらを掘り起こし、継承・保存する環境づくりを推進します。</p> <p>新たな芸術文化が創出されるため、優れた芸術文化に触れる場や機会の拡充と、芸術文化の質及び量を充実します。</p> <p>子どもをはじめ、多くの市民が文化の担い手として育ていくため、文化に触れる機会の拡充を図るとともに、市民文化活動への支援を充実します。</p>
<p><b>5 魅力ある美しい景観の形成</b></p> <p>1 魅力ある美しい都市景観づくり</p> <p>2 自然・歴史を生かした景観づくり</p>	<p>地域ごとに魅力ある美しい景観を形成するため、地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民等による景観形成を促進します。</p> <p>地域にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため、景観づくりの施策や市民等への啓発を推進します。</p> <p>自然と調和した潤いのある景観を形成するため、海や緑などの自然、歴史などの地域資源を生かした景観形成を推進します。</p>

まちづくり政策

4 健康でやさしい心のふれあうまち

<p><b>1 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり</b></p> <p>1 平和を愛する社会の形成</p> <p>2 人権を尊重する社会の形成</p> <p>3 男女共同参画社会の形成</p>	<p>平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組みを推進します。</p> <p>平和都市を実現するため、市民等に対する平和思想の普及を推進するとともに、国への非核三原則遵守の働きかけを行います。</p> <p>差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない地域社会を実現するため、人権尊重の理念に基づく取組みを推進します。</p> <p>男女が共に生き生きと暮らせるようにするため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。</p>
<p><b>2 ユニバーサルデザインのまちづくり</b></p> <p>1 すべての人々が安心して利用できる施設づくり</p> <p>2 すべての人々が社会参加できる機会づくり</p>	<p>誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにするため、施設改修などハード面でのバリアフリーや社会参加を促進するための仕組みづくりなどソフト面でのバリアフリーを推進します。</p> <p>誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。</p> <p>誰もが気軽に社会参加できるようにするため、ITの活用による情報提供や外出支援などを充実します。</p>
<p><b>3 総合的な地域福祉サービスの推進</b></p> <p>1 地域福祉サービスを支える人づくり</p> <p>2 地域福祉サービスを支える場づくり</p> <p>3 地域福祉サービスの推進</p> <p>4 相談支援体制の充実</p>	<p>その人らしい生活を送ることができるような環境を構築するため、地域での支え合いを促進し、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。</p> <p>人と人が共に生き、共に支え合う社会を実現するため、地域住民相互の福祉的な取組みを促進するとともに、福祉に携わる人材に対する研修などを充実します。</p> <p>地域の一員として様々な活動に参画し、尊厳ある生活を送るため、身近な場所で多様な福祉サービスが選択できるような場を充実します。</p> <p>必要とするときに、必要な福祉サービスを受けられるようにするため、行政による各種法定福祉サービスなどの円滑な提供や、民間活力による福祉サービスの促進と質の向上を図ります。</p> <p>地域福祉に関する相談支援が受けられるようにするため、地域の福祉関係者・団体間のネットワーク体制を構築し、身近な地域で相談ができる体制を充実します。</p>
<p><b>4 健康づくりの推進と医療体制の充実</b></p> <p>1 心の健康づくり</p> <p>2 健康維持のための環境づくり</p> <p>3 医療体制の強化・充実</p>	<p>生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づくりを支援するとともに、医療体制を強化します。</p> <p>心の健康づくりを促進するため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。</p> <p>健康な生活を送ることができるようにするため、健診や介護予防などの体制を充実します。</p> <p>安心して医療機関を利用することができるようにするため、医師の確保など医療体制を充実し、医事・薬事監視を強化します。</p>
<p><b>5 コミュニティへの支援</b></p> <p>1 コミュニティへの支援</p>	<p>様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。</p> <p>人々のふれあいの深まりや地域のまちづくりに寄与するコミュニティ活動が活発になるため、町内会やNPOなどコミュニティ活動に対する支援を充実します。</p>



まちづくり政策

5 安全で快適に暮らせるまち

<p><b>1 災害・緊急事態に強いまちづくり</b></p> <p>1 避難路やライフラインの強化・多重化</p> <p>2 都市施設などの耐災性の向上</p> <p>3 市街地の防災対策の推進</p> <p>4 防災・危機管理体制の充実</p> <p>5 市民協働による防災活動の促進</p>	<p>災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。</p> <p>避難・緊急輸送の確保や消防活動困難区域などを解消するため、道路等を整備します。 上下水道などのライフラインの耐震化を図るとともに、災害発生時の早期復旧体制を整備します。</p> <p>災害時に応急活動の中心となる公共建築物などの耐震化・不燃化を図ります。 応急避難地となる学校・公園などに、災害対応用の設備や資機材を整備します。</p> <p>建物の耐震・耐火性の向上、延焼遮断帯としての道路の拡幅整備やオープンスペースの拡充などを図ります。 災害発生時に円滑な避難所開設を行うため、防災拠点である避難場所の充実を図ります。 災害の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地の保全や水害の防止対策を推進します。</p> <p>災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時に迅速かつ的確に対応できる総合的な体制を整備します。 テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備え、総合的な体制を整備します。</p> <p>災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進するとともに、災害に対する市民の意識啓発を図ります。 地域の実情に精通し、地域防災の要として重要な役割を担う消防団組織の活性化を図ります。</p>
<p><b>2 安心して日常生活を送るための環境づくり</b></p> <p>1 環境保全対策の推進</p> <p>2 消防・救急・救助体制の充実</p> <p>3 防犯対策の推進</p> <p>4 交通安全対策の推進</p> <p>5 消費者保護対策の推進</p> <p>6 食品・環境衛生対策の推進</p>	<p>産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。</p> <p>大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境保全に関する施策を総合的に推進します。</p> <p>火災・事故・急病などに迅速に対応できる体制を構築するため、消防体制と救急医療体制の機能強化を図ります。</p> <p>犯罪の少ない安心して暮らせる環境づくりのため、行政、地域、警察などが連携した地域安全活動を促進します。</p> <p>安全な交通環境を実現するため、道路照明灯などの交通安全施設と自転車等駐車場の整備を推進します。 運転者や歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、啓発活動を推進します。 海上交通の安全性を確保するため、放置艇対策を推進します。</p> <p>消費者の利益を守るため、情報提供・啓発活動を推進し、消費生活相談の更なる充実を図ります。</p> <p>食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境衛生営業施設に対する、管理、監視、指導の徹底や、相談、啓発活動を推進します。</p>

<b>3 快適な暮らしを支える生活基盤づくり</b>	<p>快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。</p>
1 上水道事業の効率的な運営	<p>安全で安定した水道水を供給するため、効率的な水運用などを行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。</p>
2 下水道事業の効率的な運営	<p>公共用水域の水質向上を図るため、適正な水処理を行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。</p>
3 道路・交通環境の整備	<p>地域社会の活力向上、市民生活・社会活動の利便性向上のため、道路・交通環境の整備を行い交通の円滑化を図ります。</p>
4 公園の整備	<p>身近で親しみやすく、また安全・安心な憩いの場となる公園の整備を行います。</p>
5 河川の管理	<p>治水機能を守るとともに、市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持・管理を行います。</p>
6 市営住宅の管理運営	<p>市営住宅の計画的な維持・管理と運営を行います。</p>
7 火葬場・墓地の管理運営	<p>火葬場と墓地の計画的な維持・管理と運営を行います。</p>
<b>4 地球環境問題への対応</b>	<p>地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。</p>
1 温暖化対策の推進	<p>温暖化対策を地域レベルで実現するため、市民、事業者、行政が連携した取組みを推進します。</p>
2 環境教育・環境学習の推進	<p>市民レベルの環境保全活動を普及するため、正しい理解と知識を得るための環境教育・環境学習の場や機会を充実します。</p>
3 ごみの減量化・資源化の推進	<p>循環型社会の形成を目指して、ごみの減量化・資源化、適正処理を図りつつ、新たなごみ処理施策の研究や適切なごみ処理・資源化施設の整備を推進します。</p>

## 第5章 まちづくりの推進姿勢

まちづくりの推進姿勢	
1 市民協働によるまちづくりの推進	
<b>1 情報公開・個人情報保護の充実</b> 1 情報公開・個人情報保護の充実	<p>市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに個人情報を適切に管理します。</p> <p>行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。 個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護を充実します。</p>
<b>2 広報広聴活動の充実</b> 1 広報活動の充実 2 広聴活動の充実 3 市民相談の充実	<p>すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民が意見を述べることのできる広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。</p> <p>すべての市民に必要な情報を伝えるため、適切な報道発表の推進など、分かりやすく身近な広報活動を充実します。</p> <p>市民や企業のニーズを的確に把握し市政に反映するため、意見聴取の機会や場の提供を充実します。</p> <p>多様化、複雑化する市民生活に対応するため、市民相談機能を充実するとともに、市民が相談しやすい体制づくりを推進します。</p>
<b>3 市民協働の推進</b> 1 市民公益活動の促進 2 協働による取組みの推進	<p>市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。</p> <p>市民が自律し、自らの創意を生かしながら地域のまちづくり活動などを進めるため、市民公益活動を支える環境づくりを推進します。</p> <p>多様な主体が行政と対等な立場で地域課題などに対応するため、役割分担を明確にした上で、市民と行政あるいは市民相互の協働を進め、市民主体のまちづくりを推進します。 市民や企業の意見を計画の策定などに反映するため、合意形成の機会を充実します。</p>

## まちづくりの推進姿勢

### 2 効率的な都市経営の推進

<p><b>1 機動的で効率的な体制づくり</b></p>	<p>機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を行います。</p>
<p>1 柔軟な組織・執行体制づくり</p>	<p>社会情勢の変化などに対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。</p>
<p>2 情報システムによる行政の効率化</p>	<p>市民への行政サービスを向上させるため、情報システムを充実し、効率的な行政運営を行います。</p>
<p><b>2 市政を支える意欲と能力のある人づくり</b></p>	<p>豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。</p>
<p>1 市政を支える意欲と能力のある人づくり</p>	<p>市民満足度を向上するため、個々の職員が政策課題に対する問題意識を持つと同時に、それをくみ上げるしくみづくりを行います。</p>
<p><b>3 健全な行財政運営</b></p>	<p>安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効率的な行政運営を行うとともに、計画の策定や進行管理、行政評価の充実を図ります。</p>
<p>1 財政の健全化の推進</p>	<p>限られた財源の中で市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、あらゆる事務事業を見直し、行政コストを削減します。また、歳入面においては、自主財源の強化に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ります。</p>
<p>2 計画的・効果的な行政運営</p>	<p>市政をより計画的、効果的に行うため、総合計画を推進し、政策課題に対応した分野別計画を策定するとともに、進行管理や評価を適切に行い、事務事業のあり方を検証しつつ適正な執行を進めます。</p>

## まちづくりの推進姿勢

### 3 地方分権と広域連携の推進

<b>1 地方分権の推進</b>	地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。
1 地方分権の推進	市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を様々な場を通じて関係機関に要請します。
<b>2 広域連携の推進</b>	国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。
1 広域連携の推進	区域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。